【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月19日

【中間会計期間】 第74期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社 あおぞら銀行

【英訳名】 Aozora Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 水 上 博 和

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南1丁目3番1号

【電話番号】 03(3263)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部次長 水 野 一 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南1丁目3番1号

【電話番号】 03(3263)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部次長 水 野 一 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自平成16年 4月 1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月 1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月 1日 至平成18年 9月30日)	(自平成16年 4月 1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	59,919	74,133	96,710	123,679	171,946
連結経常利益	百万円	18,361	25,748	33,352	45,693	61,440
連結中間純利益	百万円	33,565	44,897	53,354	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	89,893	120,114
連結純資産額	百万円	558,020	650,777	762,812	611,805	723,386
連結総資産額	百万円	4,914,171	4,827,865	6,438,795	4,775,486	5,995,947
1株当たり純資産額	円	96.63	129.35	337.31	114.38	153.74
1株当たり中間純利益	円	11.84	15.83	37.64	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	30.48	41.14
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円	7.93	10.61	25.22	ı	-
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	-	-	-	21.24	28.38
連結自己資本比率 (国内基準)	%	17.10	20.92	18.74	18.70	19.47
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	136,268	349,381	92,351	16,080	587,977
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	31,250	328,089	170,826	164,682	443,773
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,610	10,707	6,110	17,610	11,582
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	229,489	182,490	35,238	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	-	-	-	171,905	304,527
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	1,997 [505]	1,956 [485]	1,815 [602]	1,976 [487]	1,854 [521]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3. 当行は、平成18年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換いたしました。
 - 4. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 5.1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

- 6. 連結自己資本比率は、平成17年度以前の連結会計期間においては長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示、平成18年度中間連結会計期間においては銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
- 7. 当行は、平成18年9月11日付で普通株式、第四回優先株式及び第五回優先株式についてそれぞれ2株を1株とする株式併合を行っております。当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり情報の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。

		平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自平成16年 4月 1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月 1日 至平成17年 9月30日)	(自平成16年 4月 1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月 1日 至平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	193.27	258.71	228.77	307.49
1株当たり中間純利益	円	23.68	31.67	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	60.97	82.29
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円	15.86	21.22	-	-
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	-	-	42.49	56.77

(2)当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第72期中	第73期中	第74期中	第72期	第73期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	55,458	70,062	92,104	113,816	163,661
経常利益	百万円	18,833	26,045	32,461	43,733	60,729
中間純利益	百万円	31,484	45,201	53,109	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	86,859	119,920
資本金	百万円	419,781	419,781	419,781	419,781	419,781
		普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		2,834,870	2,834,870	1,417,435	2,834,870	2,834,870
※ / :	千株	第四回優先株式	第四回優先株式	第四回優先株式	第四回優先株式	第四回優先株式
発行済株式総数 	一杯	48,144	48,144	24,072	48,144	48,144
		第五回優先株式	第五回優先株式	第五回優先株式	第五回優先株式	第五回優先株式
		866,667	866,667	433,333	866,667	866,667
純資産額	百万円	556,691	648,766	758,905	609,524	720,447
総資産額	百万円	4,924,451	4,837,850	6,445,877	4,784,328	6,005,204
預金残高	百万円	1,891,499	1,812,279	2,350,500	1,873,991	2,340,885
債券残高	百万円	941,014	845,126	1,236,500	851,993	1,064,331
貸出金残高	百万円	2,732,445	2,570,665	3,237,993	2,605,381	3,025,391
有価証券残高	百万円	963,172	1,585,320	2,118,428	1,234,662	1,797,623
		普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 0.89	普通株式 0.89
		第四回優先株式	第四回優先株式	第四回優先株式	第四回優先株式	第四回優先株式
1株当たり配当額	円	-	-	-	5	5
		第五回優先株式	第五回優先株式	第五回優先株式	第五回優先株式	第五回優先株式
		-	-	-	3.72	3.72
単体自己資本比率	0,	47.00	04.00	40.00	40	40
(国内基準)	%	17.22	21.00	19.00	18.77	19.55
従業員数	人	1,404	1,359	1,335	1,384	1,359
[外、平均臨時従業員数]		[431]	[426]	[409]	[420]	[432]

- (注) 1.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2. 当行は、平成18年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換いたしました。
 - 3.純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 4. 当行は、平成18年9月11日付で普通株式、第四回優先株式及び第五回優先株式についてそれぞれ2株を1株とする株式併合を行っております。当該株式併合に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり情報の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。

回次		第72期中	第73期中	第72期	第73期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成17年3月 平成18年3月	
		普通株式 -	普通株式 -	普通株式 1.78	普通株式 1.78
	円	第四回優先株式	第四回優先株式	第四回優先株式	第四回優先株式
1株当たり配当額		-	-	10	10
		第五回優先株式	第五回優先株式	第五回優先株式	第五回優先株式
		-	-	7.44	7.44

2【事業の内容】

当行グループは、当行及び連結子会社10社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、当中間連結会計期間におきまして、欧米での投融資業務を行うため、ルクセンブルグに Azure Funding Europe S.A.を、また提供商品の拡大を目的として、あおぞら証券株式会社を設立しております。

また、グループ内サービス機能の統合・効率化を目的として、あおぞら情報システム株式会社とあおぞらビジネスサービス株式会社は、平成18年4月に合併いたしました。存続会社はあおぞら情報システム株式会社です。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

		資本金又		議決権の	当行との関係内容				
名称	住所	は出資金 (百万 円)	注 主要な事業 の内容	職人権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取 引	設備の賃 貸借	業務提携
(連結子会社) Azure Funding Europe S.A.	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市	4	金融債権取得業務	99.9 (-) [-]	3 (1)	_	有価証券取引関係	-	-
あおぞら証券株式会社	東京都千代田区	500	証券業	100 (-) [-]	0 (0)	-	預金取引関係 証券仲介	-	証券仲介業

- (注) 1.「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において密接な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 - 2.「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

4【従業員の状況】

(1)連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業	その他事業	合計
従業員数(人)	1,335	480	1,815
(上表貝奴(八) 	[409]	[193]	[602]

- (注)1.従業員数は、執行役員及び海外の現地採用者49人を含み、臨時従業員575人を含んでおりません。
 - 2.臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2)当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	1,335
(上来貝奴(八)	[409]

- (注)1.従業員数は、執行役員及び海外の現地採用者22人を含み、臨時従業員392人を含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
 - 3. 当行の従業員組合は、あおぞら銀行従業員組合と称し、組合員数は978人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績

当中間連結会計期間の経済環境は、国際商品市況が高止まりを続けましたが、世界的に景気は回復基調で推移しました。米国は住宅投資の翳りから景気拡大のテンポが鈍化しつつあるものの、設備投資や個人消費は堅調に推移しました。ユーロ圏は世界経済の回復を背景に生産や輸出等が拡大し回復のペースを速めています。また、アジア地域は中国を中心に景気拡大が続いています。

一方、日本経済は、内外需要の増加を反映して緩やかな拡大が続いております。輸出は増加を続けており、高水準の企業収益のもと設備投資も増加しています。雇用者所得の緩やかな増加から、個人消費も増加基調にあります。

金融環境については、日銀のゼロ金利政策が解除され短期金利が上昇する一方、長期金利はやや低下する中、企業の資金需要の強まりを背景として銀行の企業向け貸出が増加しつつあります。

当中間連結会計期間は、このような経営環境並びに金融経済情勢のもとで、当行は、お客様重視の戦略と健全な財務内容の維持、更に強固なコーポレートガバナンス・内部統制・リスク管理体制の構築に注力してまいりました結果、以下に記載の業績を上げることができました。平成18年4月1日には、個人のお客様との取引拡大および貸出業務の更なる拡大等を目的として、長期信用銀行から普通銀行に転換しました。転換後の調達基盤の拡大を目的として4月に第1回国内普通社債を発行いたしました。金融機関のお客様に対する提供商品の拡大を目的として、4月に証券子会社を設立いたしました。

また、今後の更なる成長に向けたステップとして、平成18年11月14日に東京証券取引所市場第一部に8年振りの再上場をいたしました。

なお、事業の種類別セグメント情報につきましては銀行業以外の業務が全セグメントに占める割合が僅少であり、また所在地別セグメント情報につきましては海外の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載しておりません。ただし、後掲の(1)~(8)の各表においては、国内・海外の区分による計数の記載を行っております。

まず、総資産は、当中間連結会計期間中4,428億円増加し、6兆4,387億円となりました。貸出金については、平成17年9月に実施した組織改革の効果が現れてきており、前連結会計年度末比3,530億円増加して3兆4,892億円となりました。有価証券は、手許流動性確保のためのFB・TB等の短期国債の増加等により、前連結会計年度末比1,903億円増加して1兆8,184億円となりました。

次に負債は、当中間連結会計期間中4,040億円増加し、5兆6,759億円となりました。預金・譲渡性預金は1,250億円増加して3兆3,213億円、債券は1,721億円増加して1兆2,325億円となりました。

純資産の部は、配当金の支払及び中間純利益の計上等の結果、前連結会計年度末における資本の部の残高から394億円増加し、7,628億円となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は前年同期比225億円増加し、967億円となりました。これは、貸出金及び有価証券残高の増加に伴い資金運用収益が前年同期比87億円増加したこと、及び非金利収入が引き続き好調な実績となったこと等によるものです。非金利収入の増加の主な内容としては、貸出関係手数料を中心とする役務取引等収益が前年同期比16億円増加の87億円となった他、国債等債券売却益及び組合等関係損益を中心とするその他業務収益が前年同期比94億円増加して272億円となったことがあげられます。経常費用は、外貨建資産の増加等に伴う資金調達費用の増加(前年同期比140億円増)等により、前年同期比149億円増加し633億円となりました。なお、営業経費については、収益獲得のため、人材及びシステム面での前向きな投資を行ったことから、前年同期比16億円増加の263億円となりました。この結果、経常利益は前年同期比76億円増加し、333億円となりました。特別利益に、貸倒引当金取崩額170億円等を計上した結果、中間純利益は前年同期比84億円増加して533億円となりました。1株当たり中間純利益は37円64銭となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は18.74%となっております。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に貸出金の増加等の結果、923億円の支出となり、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が同売却・償還による収入を上回ったこと等により1,708億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により61億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末の残高は、前連結会計年度末比2,692億円減少し、352億円となりました。

(1)国内・海外別収支

当中間連結会計期間は、「国内」においては、資金運用収支は210億97百万円、役務取引等収支は73億49百万円、特定取引収支は31億49百万円、その他業務収支は271億21百万円となりました。

「海外」においては、資金運用収支は13億65百万円、役務取引等収支は4億81百万円、その他業務収支は2億8百万円となりました。

この結果「国内」「海外」の相殺消去後の合計は、資金運用収支は217億5百万円、役務取引等収支は78億31百万円、特定取引収支は31億49百万円、その他業務収支は253億91百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
裡 親	期 別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
次人宝田田士	前中間連結会計期間	27,074	361	479	26,955
資金運用収支	当中間連結会計期間	21,097	1,365	757	21,705
二十次 公 浑田顺光	前中間連結会計期間	42,422	2,738	2,873	42,287
うち資金運用収益	当中間連結会計期間	50,493	7,598	7,016	51,074
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	15,348	2,377	2,393	15,331
りり貝並嗣廷眞州	当中間連結会計期間	29,395	6,232	6,259	29,368
役務取引等収支	前中間連結会計期間	6,426	177	0	6,603
仅務以51专以文 	当中間連結会計期間	7,349	481	0	7,831
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,908	200	47	7,061
りらは傍秋が寺収置	当中間連結会計期間	8,223	1,266	772	8,717
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	481	23	47	458
りり反例取り守真用	当中間連結会計期間	874	785	773	885
特定取引収支	前中間連結会計期間	3,006	-	-	3,006
特定权可收义	当中間連結会計期間	3,149	-	-	3,149
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	3,267	-	-	3,267
プラ付定取引収益	当中間連結会計期間	3,149	-	-	3,149
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	261	-	-	261
プラ付定取り負用	当中間連結会計期間	-	-	-	-
その他業務収支	前中間連結会計期間	18,947	43	1,945	17,045
での心表別以又	当中間連結会計期間	27,121	208	1,938	25,391
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	19,798	43	2,075	17,766
プラモの旧来物収益	当中間連結会計期間	29,074	244	2,095	27,223
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	850	-	129	720
フラモの心実務負用	当中間連結会計期間	1,952	36	156	1,832

⁽注) 1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する(連結)子会社(以下「国内(連結)子会社、という。)であります。

^{2.「}海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する(連結)子会社(以下「海外(連結)子会社」という。)であります。

^{3.「}相殺消去額()」には、収益・費用の相殺消去額及びその他の連結調整による増減額を含んでおります。

(2)国内・海外別資金運用/調達の状況

当中間連結会計期間は、「国内」においては、資金運用勘定平均残高は6兆286億円、利息は504億円、利回りは 1.67%となり、資金調達勘定平均残高は5兆1,838億円、利息は293億円、利回りは1.13%となりました。

「海外」においては、資金運用勘定平均残高は1,981億円、利息は75億円、利回りは7.64%となり、資金調達勘定平均残高は1,896億円、利息は62億円、利回りは6.55%となりました。

この結果、相殺消去後の合計は、資金運用勘定平均残高は5兆9,668億円、利息は510億円、利回りは1.70%となり、資金調達勘定平均残高は5兆1,655億円、利息は293億円、利回りは1.13%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
1生 <i>共</i>	נית אָּרָּ	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	4,618,257	42,422	1.83
貝亚连用刨足	当中間連結会計期間	6,028,646	50,493	1.67
うち預け金	前中間連結会計期間	38,466	412	2.13
プロはい金	当中間連結会計期間	56,365	827	2.92
うちコールローン	前中間連結会計期間	130,211	23	0.03
及び買入手形	当中間連結会計期間	205,337	141	0.13
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
フタ貝現元倒足	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	231,595	13	0.01
支払保証金	当中間連結会計期間	408,739	352	0.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,615,695	12,742	1.57
フラ有側証分	当中間連結会計期間	2,084,523	17,767	1.70
った 谷 山仝	前中間連結会計期間	2,529,302	22,859	1.80
うち貸出金	当中間連結会計期間	3,181,591	27,549	1.72
資金調達勘定	前中間連結会計期間	4,018,901	15,343	0.76
貝亚酮廷副足	当中間連結会計期間	5,183,856	29,379	1.13
うち預金	前中間連結会計期間	1,800,100	3,986	0.44
プロ原金	当中間連結会計期間	2,219,934	5,421	0.48
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	609,209	92	0.03
プロ球形は円点並	当中間連結会計期間	970,479	1,177	0.24
うち債券	前中間連結会計期間	819,261	1,900	0.46
プロ原分	当中間連結会計期間	1,139,562	3,385	0.59
うちコールマネー	前中間連結会計期間	471,642	1,821	0.77
及び売渡手形	当中間連結会計期間	403,018	3,478	1.72
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	106,605	1,157	2.16
プラル城九副庄	当中間連結会計期間	43,225	1,131	5.21
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	164,427	2,456	2.97
受入担保金	当中間連結会計期間	191,053	4,053	4.23
うち借用金	前中間連結会計期間	49,549	73	0.29
プラ旧州並	当中間連結会計期間	136,112	215	0.31
 うち社債	前中間連結会計期間	-	-	-
ノジ江頃	当中間連結会計期間	87,431	720	1.64

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、銀行業以外の国内(連結)子 会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 2.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を控除しております。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
1至大只	הרונאי	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	80,508	2,738	6.78
貝立理用刨足 	当中間連結会計期間	198,121	7,598	7.64
うち預け金	前中間連結会計期間	6,217	89	2.85
) りり頂け並	当中間連結会計期間	10,257	365	7.11
うちコールローン	前中間連結会計期間	-	-	-
及び買入手形	当中間連結会計期間	-	-	-
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
プラ貝坑ル副足	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	-	-	-
支払保証金	当中間連結会計期間	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
プラ日岡証力	当中間連結会計期間	-	-	-
うち貸出金	前中間連結会計期間	74,291	2,649	7.11
つち貸出金 	当中間連結会計期間	187,864	7,232	7.67
資金調達勘定	前中間連結会計期間	80,185	2,377	5.91
貝並酮注刨足	当中間連結会計期間	189,635	6,232	6.55
うち預金	前中間連結会計期間	-	-	-
プロ原金	当中間連結会計期間	-	-	-
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
プロ機能は対象	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券	前中間連結会計期間	80,185	2,364	5.88
プロ原分	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー	前中間連結会計期間	-	-	-
及び売渡手形	当中間連結会計期間	-	-	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
ノジル坑ル町た	当中間連結会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	-	-	-
受入担保金	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借用金	前中間連結会計期間	-	12	-
ノラ旧州並	当中間連結会計期間	5,840	79	2.73
うち社債	前中間連結会計期間	-	-	-
ノび性限	当中間連結会計期間	183,795	6,151	6.67

⁽注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外(連結)子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

^{2.「}海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。

^{3.} 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を控除しております。

		平5	夕残高(百万P	3)	₹	[]息(百万円)		T:100 to
種類	期別	小計	相殺消去額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	利回り (%)
资 全浑甲协宁	前中間連結会計期間	4,698,766	137,290	4,561,475	45,161	2,873	42,287	1.84
資金運用勘定 	当中間連結会計期間	6,226,768	259,943	5,966,825	58,091	7,016	51,074	1.70
ことではる	前中間連結会計期間	44,683	14,853	29,829	501	0	501	3.35
うち預け金 	当中間連結会計期間	66,622	12,913	53,709	1,193	15	1,177	4.37
うちコールローン	前中間連結会計期間	130,211	-	130,211	23	-	23	0.03
及び買入手形	当中間連結会計期間	205,337	-	205,337	141	-	141	0.13
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
プラ貝塔元副定	当中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	231,595	-	231,595	13	-	13	0.01
支払保証金	当中間連結会計期間	408,739	-	408,739	352	-	352	0.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,615,695	120,826	1,494,869	12,742	2,855	9,887	1.31
プラ 有脚証分	当中間連結会計期間	2,084,523	240,236	1,844,286	17,767	6,098	11,668	1.26
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,603,594	1,611	2,601,983	25,509	17	25,491	1.95
) り見山並	当中間連結会計期間	3,369,456	6,793	3,362,662	34,782	84	34,697	2.05
資金調達勘定	前中間連結会計期間	4,099,086	101,031	3,998,054	17,720	2,393	15,326	0.76
真並剛建樹之	当中間連結会計期間	5,373,491	207,980	5,165,511	35,611	6,259	29,352	1.13
うち預金	前中間連結会計期間	1,800,100	15,235	1,784,864	3,986	0	3,986	0.44
プラ頂並	当中間連結会計期間	2,219,934	13,281	2,206,653	5,421	7	5,413	0.48
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	609,209	-	609,209	92	-	92	0.03
プラ 議 (及注)負金	当中間連結会計期間	970,479	-	970,479	1,177	-	1,177	0.24
うち債券	前中間連結会計期間	899,446	84,185	815,261	4,264	2,375	1,888	0.46
プロ良分	当中間連結会計期間	1,139,562	4,000	1,135,562	3,385	11	3,374	0.59
うちコールマネー	前中間連結会計期間	471,642	-	471,642	1,821	-	1,821	0.77
及び売渡手形	当中間連結会計期間	403,018	-	403,018	3,478	-	3,478	1.72
うな声明生助守	前中間連結会計期間	106,605	-	106,605	1,157	-	1,157	2.16
うち売現先勘定	当中間連結会計期間	43,225	-	43,225	1,131	1	1,131	5.21
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	164,427	-	164,427	2,456	-	2,456	2.97
受入担保金	当中間連結会計期間	191,053	-	191,053	4,053	1	4,053	4.23
うち供用令	前中間連結会計期間	49,549	1,611	47,938	85	17	68	0.28
うち借用金	当中間連結会計期間	141,952	6,654	135,297	295	84	211	0.31
こ <i>た</i> 対 <i>佳</i>	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
うち社債	当中間連結会計期間	271,226	184,044	87,181	6,871	6,154	716	1.63

⁽注) 1 . 「相殺消去額()」は、グループ内取引として相殺消去した金額であります。また、利息についてはその他の連結調整による調整額を含んでおります。

^{2.} 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を控除しております。

(3)国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間は、役務取引等収益は87億17百万円、役務取引等費用は8億85百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
↑里 天只	机加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,908	200	47	7,061
1文份 4 5 1 专 4 1 年	当中間連結会計期間	8,223	1,266	772	8,717
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	3,462	-	0	3,462
プラ買金・買分・貝山未扮	当中間連結会計期間	5,493	1,266	704	6,056
うち為替業務	前中間連結会計期間	101	-	1	100
プロ科質素物	当中間連結会計期間	103	-	5	97
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,281	-	-	1,281
プラ証が 民産未効	当中間連結会計期間	891	-	-	891
うち代理業務	前中間連結会計期間	639	-	0	638
ノウル年未分	当中間連結会計期間	647	-	0	647
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	0	-	0	0
プロ体ではり、貝立 (年来が)	当中間連結会計期間	0	-	0	0
うち保証業務	前中間連結会計期間	63	-	-	63
プラ体証表 が	当中間連結会計期間	111	-	-	111
	前中間連結会計期間	481	23	47	458
12974以1可見用	当中間連結会計期間	874	785	773	885
うち為替業務	前中間連結会計期間	40	-	-	40
プロ付管系統	当中間連結会計期間	38	-	-	38

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。
 - 3.「相殺消去額()」は、グループ内取引として相殺消去した金額であります。

(4)国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間は、特定取引収益は31億49百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
/里 <i>天</i> 貝	り	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	3,267	-	-	3,267
付定取引収益	当中間連結会計期間	3,149	-	-	3,149
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	-	-	-	-
プラ阿田有側証が収益	当中間連結会計期間	0	-	-	0
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-	•
収益	当中間連結会計期間	34	-	-	34
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	3,234	-	-	3,234
収益	当中間連結会計期間	3,114	-	-	3,114
うちその他の特定取引	前中間連結会計期間	33	-	-	33
収益	当中間連結会計期間	-	-	-	-
特定取引費用	前中間連結会計期間	261	-	-	261
刊定机川東市	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	4	-	-	4
プラ同品 日岡証力 負用	当中間連結会計期間	-	-	-	1
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	256	-	-	256
費用	当中間連結会計期間	-	-	-	•
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	-	-	-	-
費用	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うちその他の特定取引	前中間連結会計期間	-	-	-	-
費用	当中間連結会計期間	-	-	-	-

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。
 - 3.「相殺消去額()」は、グループ内取引として相殺消去した金額であります。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

当中間連結会計期間は、特定取引資産は746億円、特定取引負債は763億円となりました。

1壬 半王	#0 Cv!	国内	海外	相殺消去額()	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
杜宁四己次立	前中間連結会計期間	85,677	-	-	85,677
特定取引資産	当中間連結会計期間	74,644	-	-	74,644
3.七辛日左伊江光	前中間連結会計期間	4	-	-	4
うち商品有価証券	当中間連結会計期間	1	-	-	1
うち商品有価証券派生	前中間連結会計期間	-	-	-	-
商品	当中間連結会計期間	-	-	-	-
2.七件空职引专体红光	前中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定取引有価証券	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	13	-	-	13
派生商品	当中間連結会計期間	3	-	-	3
2.七柱空会动派化辛口	前中間連結会計期間	67,660	-	-	67,660
うち特定金融派生商品・	当中間連結会計期間	74,639	-	-	74,639
うちその他の特定取引	前中間連結会計期間	17,998	-	-	17,998
資産	当中間連結会計期間	-	-	-	-
特定取引負債	前中間連結会計期間	78,533	-	-	78,533
付处权可具值	当中間連結会計期間	76,327	-	-	76,327
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	-	-	-	-
フタ元刊 岡面頂券	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち商品有価証券派生	前中間連結会計期間	-	-	-	-
商品	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	-	-	-	-
フタ符足取り定り順分	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	199	-	-	199
派生商品	当中間連結会計期間	27	-	-	27
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	78,333	-	-	78,333
ノり付ル 立 照 派 土 的 品	当中間連結会計期間	76,299	-	-	76,299
うちその他の特定取引	前中間連結会計期間	-	-	-	-
負債	当中間連結会計期間	-	-	-	-

⁽注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。

^{2.「}海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。

^{3.「}相殺消去額()」は、グループ内取引として相殺消去した金額であります。

(5)国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
↑里 天共	#ガカリ 	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,812,279	-	15,593	1,796,685
[5] 五 口 司	当中間連結会計期間	2,350,500	-	11,160	2,339,339
うち流動性預金	前中間連結会計期間	286,180	-	15,305	270,875
クラ加到江京並	当中間連結会計期間	373,284	•	10,923	362,360
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,489,701	-	215	1,489,486
クラた朔日頂並	当中間連結会計期間	1,951,544	-	215	1,951,329
うちその他	前中間連結会計期間	36,397	-	73	36,323
75 CWIE	当中間連結会計期間	25,671	-	21	25,649
譲渡性預金	前中間連結会計期間	553,925	-	-	553,925
成//文 工 只 並	当中間連結会計期間	982,010	-	-	982,010
WA:1	前中間連結会計期間	2,366,204	-	15,593	2,350,610
総合計	当中間連結会計期間	3,332,510	-	11,160	3,321,349

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。
 - 3.「相殺消去額()」は、グループ内取引として相殺消去した金額であります。
 - 4 . 流動性預金 = 当座預金+普通預金+通知預金
 - 5.定期性預金=定期預金

(6)国内・海外別債券残高の状況

債券の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
/宝 <i>犬</i> 只	作里光兒		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券合計	前中間連結会計期間	845,126	90,560	94,560	841,126
授が口前	当中間連結会計期間	1,236,500	-	4,000	1,232,500
うちあおぞら債券	前中間連結会計期間	805,187	-	4,000	801,187
うらののでら損分	当中間連結会計期間	1,206,360	-	4,000	1,202,360
うち割引あおぞら債券	前中間連結会計期間	39,939	-	-	39,939
プラ割りのの この良分	当中間連結会計期間	30,139	-	-	30,139
うちその他	前中間連結会計期間	-	90,560	90,560	-
フラでの 限	当中間連結会計期間	-	-	-	-

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。
 - 3.「相殺消去額()」は、グループ内取引として相殺消去した金額であります。

(7)国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況 (残高・構成比)

	平成17年9月30日		平成18年9月30日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比 (%)	貸出金残高(百万円)	構成比 (%)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,532,400	100.00	3,202,293	100.00	
製造業	350,184	13.83	337,780	10.55	
農林水産業	4,710	0.19	5,659	0.18	
鉱業	1,791	0.07	7,138	0.22	
建設業	73,669	2.91	60,575	1.89	
金融・保険業	334,393	13.20	458,799	14.33	
卸売・小売業	246,754	9.74	222,644	6.95	
不動産業	540,306	21.34	871,428	27.21	
情報通信業	44,467	1.76	166,627	5.20	
運輸業	179,144	7.07	177,953	5.56	
電気・ガス・熱供給・水道業	17,731	0.70	17,499	0.55	
各種サービス業	421,710	16.65	477,107	14.90	
地方公共団体	12,138	0.48	19,329	0.60	
その他	305,397	12.06	379,748	11.86	
海外及び特別国際金融取引勘定分	122,618	100.00	286,978	100.00	
金融機関	-	-	-	-	
その他	122,618	100.00	286,978	100.00	
合計	2,655,018	-	3,489,272	-	

⁻(注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。

^{2.「}海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
	インドネシア共和国	6,548
平成17年9月30日	合計	6,548
	(資産の総額に対する割合:%)	(0.13)
	インドネシア共和国	7,905
平成18年9月30日	合計	7,905
	(資産の総額に対する割合:%)	(0.12)

⁽注)日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定の対象としている国の 外国政府等向けの債権残高を掲げております。

(8)国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
「生犬只	共力力 リ	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	634,635	-	-	634,635
	当中間連結会計期間	978,830	-	-	978,830
地方債	前中間連結会計期間	2,551	-	-	2,551
地分镇	当中間連結会計期間	3,455	-	-	3,455
短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
社債	前中間連結会計期間	75,546	-	3,993	71,552
江原	当中間連結会計期間	73,742	-	4,468	69,274
株式	前中間連結会計期間	46,186	-	6,748	39,438
林北	当中間連結会計期間	47,393	-	7,869	39,524
その他の証券	前中間連結会計期間	831,923	-	118,967	712,956
での他の証分	当中間連結会計期間	1,020,371	-	292,979	727,392
合計	前中間連結会計期間	1,590,842	-	129,709	1,461,133
	当中間連結会計期間	2,123,793	-	305,316	1,818,477

- (注)1.「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内(連結)子会社であります。
 - 2.「海外」とは、当行の海外店及び海外(連結)子会社であります。
 - 3.「相殺消去額()」には、投資と資本の消去及びその他の連結調整の金額を含んでおります。
 - 4.「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

<u>次へ</u>

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1.損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	50,853	54,372	3,519
経費(除く臨時処理分)	21,474	23,000	1,526
人件費	9,123	9,173	50
物件費	11,068	12,119	1,051
税金	1,282	1,707	425
業務純益(一般貸倒引当金等繰入前)	29,378	31,372	1,994
一般貸倒引当金等繰入額	11	-	11
業務純益	29,367	31,372	2,005
うち債券関係損益	5,089	7,070	1,981
臨時損益等	3,321	1,088	4,409
株式等関係損益	905	2,892	1,987
不良債権処理額	2,302	2,933	631
貸出金償却	3,092	2,933	159
その他の債権売却損等	789	-	789
その他臨時損益等	1,924	1,129	3,053
経常利益	26,045	32,461	6,416
特別損益	17,232	20,100	2,868
うち貸倒引当金取崩額	15,565	17,292	1,727
一般貸倒引当金取崩額	20,910	15,329	5,581
個別貸倒引当金純繰入額	5,489	1,684	7,173
特定海外債権引当勘定取崩額	143	279	136
うちオフバランス取引信用リスク引当金取崩額	-	371	371
うち動産不動産処分損益	0	-	0
動産不動産処分益	2	-	2
動産不動産処分損	3	-	3
うち固定資産処分損益	-	340	340
固定資産処分益	-	-	-
固定資産処分損	-	340	340
税引前中間純利益	43,278	52,561	9,283
法人税、住民税及び事業税	1	204	203
法人税等調整額	1,922	343	1,579
中間純利益	45,201	53,109	7,908
与信関連費用	13,251	14,730	1,479

(注) 1.業務粗利益 = (資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

- 2.業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金等繰入額
- 3.「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益等に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
- 4. 臨時損益等とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金等繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
- 5.債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債等債券償却
- 6 . 株式等関係損益 = 株式等売却益 株式等売却損 株式等償却
- 7 . 与信関連費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金等繰入額 + 貸倒引当金取崩額 + オフバランス取引信用リスク引当金取崩額
- 8.前中間会計期間の一般貸倒引当金等繰入額にはオフバランス取引信用リスク引当金純繰入額が含まれております。

2.利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1)資金運用利回	1.44	1.14	0.30
(イ)貸出金利回	1.71	1.54	0.17
(口)有価証券利回	0.49	0.64	0.15
(2)資金調達原価	1.39	1.32	0.07
(イ)預金債券等利回	0.36	0.43	0.07
(口)外部負債利回	0.03	0.18	0.15
(3)総資金利鞘 -	0.05	0.18	0.23

- (注)1.「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 - 2.「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金+コマーシャル・ペーパー

3.ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金等繰入前)	16.98	13.73	3.25
業務純益ベース	16.97	13.73	3.24
中間純利益ベース	26.12	23.24	2.88

ROE = (中間純利益等 - 中間優先株式配当金総額) x 3 6 5 / 1 8 3 {(期首純資産 - 期首発行済優先株式数 x 発行価額) + (期末純資産 - 期末発行済優先株式数 x 発行価額)}÷2

4.預金・債券・貸出金の状況(単体)

(1)預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	1,812,279	2,350,500	538,221
預金(平残)	1,800,100	2,219,934	419,834
債券(末残)	845,126	1,236,500	391,374
債券(平残)	819,261	1,139,562	320,301
貸出金(末残)	2,570,665	3,237,993	667,328
貸出金(平残)	2,529,302	3,181,591	652,289

(2)個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,195,537	1,354,834	159,297
法人	607,442	988,387	380,945
合計	1,802,979	2,343,222	540,243

⁽注)譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3)消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	23,975	21,805	2,170
住宅ローン残高	16,455	12,785	3,670
その他ローン残高	7,519	9,019	1,500

(4)中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高		百万円	1,004,211	1,600,898	596,687
総貸出金残高		百万円	2,533,736	3,214,296	680,560
中小企業等貸出金比率	/	%	39.63	49.81	10.18
中小企業等貸出先件数		件	4,210	3,123	1,087
総貸出先件数		件	4,955	3,823	1,132
中小企業等貸出先件数比率	/	%	84.96	81.69	3.27

- (注)1.貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
 - 2.中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5.債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間名	会計期間	当中間会計期間		
1生大!	口数(件)	金額(百万円)	口数 (件)	金額(百万円)	
手形引受	-	-	-	-	
信用状	-	-	-	-	
保証	104	15,283	74	28,187	
計	104	15,283	74	28,187	

(自己資本比率の状況)

(参 考)

自己資本比率は、平成17年9月30日時点においては「長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第56号)、平成18年9月30日時点においては「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号。以下、平成5年大蔵省告示第55号と第56号を「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

	項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
	坝 日	金額(百万円)	金額(百万円)	
	資本金		419,781	419,781
	うち非累積的永久優先株		272,036	272,036
	新株式申込証拠金		-	-
	資本剰余金		33,333	33,333
	利益剰余金		195,799	318,281
	自己株式()		0	0
	自己株式申込証拠金		-	-
	社外流出予定額()			-
	その他有価証券の評価差損()		-	7,395
基本的項目	為替換算調整勘定		33	530
本中17項目	新株予約権			-
	連結子会社の少数株主持分		1,650	625
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		-	-
	営業権相当額()		-	-
	のれん相当額()			-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()		-	
	計	(A)	650,597	765,156
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券		_	_
	(注1)			
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の		_	-
	45%相当額		40.700	05.000
	一般貸倒引当金		19,728	25,808
補完的項目	負債性資本調達手段等		-	-
	うち永久劣後債務(注2)		-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		40.700	-
	計	(D)	19,728	25,808
控除項目	うち自己資本への算入額 控除項目(注4)	(B)	19,728 9,807	25,808
自己資本額	在陈垻日(注4) (A) + (B) - (C)	(D)	660,518	16,885
日し貝半部	((0)	2,931,022	774,078 3,885,969
リスク・	オフ・バランス取引項目		2,931,022	243,341
アセット等	計	(E)	3,156,606	4,129,310
連結中コ姿★□		(E)		
建結日乙寅本[比率(国内基準)= (D) / (E) × 100 (%)		20.92	18.74

- (注) 1.告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2.告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること。
 - 3.告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4.告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

	項目		平成18年9月30日
	垻日	金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金	419,781	419,781
	うち非累積的永久優先株	272,036	272,036
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	33,333	33,333
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	3,646	4,844
	その他利益剰余金		310,691
	任意積立金	-	
	中間未処分利益	190,049	
	その他	-	-
基本的項目	自己株式()	0	0
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()		-
	その他有価証券の評価差損()	-	7,429
	新株予約権	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()		-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	計 (A)	646,810	761,221
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	_	_
	(注1)	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の	_	_
	45%相当額		
	一般貸倒引当金	19,838	25,880
 補完的項目	負債性資本調達手段等	-	-
18701754	うち永久劣後債務 (注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	-	-
	計	19,838	25,880
	うち自己資本への算入額 (B)	19,838	25,880
控除項目	控除項目(注4) (С)	-	-
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	666,648	787,101
リスク・	資産(オン・バランス)項目	2,954,819	3,914,765
ワスフ・ アセット等	オフ・バランス取引項目	219,262	226,081
, c) i d	計 (E)	3,174,082	4,140,846
単体自己資本	比率(国内基準)=(D)/(E)×100(%)	21.00	19.00

- (注) 1.告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること。
 - 3.告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った 債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3.要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

(注)ソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)及び他の金融機関等、預金保険機構並びに当行との間で締結された平成12年6月30日付株式売買契約書に定める「貸出関連資産の瑕疵担保」の規定に基づき、解除権を行使し、その有効性が確定した債権は、上記1から3には含まれておりません。

資産の査定の額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
関性の区力	金額 (億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	58	38
危険債権	608	150
要管理債権	78	40
正常債権	25,146	32,485

上記 (注)に該当する債権額は、平成17年9月30日現在で293億円、平成18年9月30日現在で153億円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行は、平成12年9月の特別公的管理の終了以降、毎年、「経営の健全化のための計画」に掲げた利益目標を上回る業績を上げ、強固な資本基盤を構築してまいりました。また、多様かつ安定的な資金調達基盤と流動性を確保するとともに、大口債務者向け与信の削減や不良債権処理を通じて、資産内容の改善を実現してまいりました。 <経営の基本方針 >

当行は、経営の基本方針の3つの柱として、

- ・ 顧客、株主、従業員を含む全てのステイクホルダーの皆様と共に成長していくためのパートナーシップ
- ・ 企業価値の向上
- ・ コーポレートガバナンス・内部統制・リスク管理におけるグローバルベストプラクティスの追求 を掲げています。

当行は、かかる経営の基本方針の下、リテール・法人取引・金融市場の全てのチャネルにおいて付加価値のある 商品を継続的に提供する、革新的で収益性の高い金融機関として確固たる地位を築き、更なる企業価値の向上を実 現すべく、以下の主要課題に取り組んでまいります。

<対処すべき課題>

主要業務の重点施策

当行は、優位性が発揮できる市場や商品に注力した業務の展開を図っておりますが、引続き、多様かつ変化に富む顧客のニーズに対応する為、伝統的な貸出業務の他、専門性の高い投資銀行業務を積極的に推進してまいります。また、広汎な地域金融機関とのネットワークを通じて、多様な金融商品の提供や課題解決手段の提案に注力するとともに、リテールビジネスにおいては、資産運用商品やサービスの提供を中心に取引拡大を目指しております。さらに、海外向け投融資については、欧米シンジケートローンへの参加、ヘッジファンド、外国国債への投資等により分散の効いたポートフォリオを構築していく方針です。

当行は、平成17年9月に新たな成長ステージへの第一歩として組織改革を実施し、上記の重点施策の推進に向けた体制整備を図りました。新規開拓専門部署としてマーケティング本部を設置し、今後当行が業務/取引を拡大していく際の基盤となる新規顧客の効率的な開拓を目指すとともに、事業法人・投資銀行グループを統合することにより、顧客のニーズに対応した効果的かつタイムリーな商品開発や迅速な課題解決手段の提供を推進しております。

コーポレートガバナンス・リスク管理体制の確立

当行は、平成17年9月より、新たにリスク管理部門を統括する「チーフ・リスク・オフィサー」並びに法務及びコンプライアンスの機能を統括する「ジェネラル・カウンセル」を配置し、グローバルベストプラクティスに沿ったコーポレートガバナンスやリスク管理体制の確立を目指しております。従来の半期自己査定プロセスに替わり、取締役会長直轄の「与信監査部」を新設し、与信監査機能を一層強化する他、内部監査制度の強化・拡充を図ってまいります。

人材マネジメント

人材面においては、採用や研修、目標設定や業績評価、報奨や昇進など、トータルな人材マネジメントプログラムの導入を進めております。当行は、実力主義や個人の責任、アカウンタビリティーを尊重した環境作りを目指してまいります。

システム拡充・オペレーション効率化

システムに関しては、バーゼル への対応、マーケット関連システムの高度化、新財務会計システム導入を推進している他、最新の統合されたシステムプラットフォームを構築すべくプロジェクトを推進しております。また、 強固な内部統制やコンプライアンスのフレームワークのもとで、目標とする業務上の成果を達成するため、内部規則・手続の抜本的な見直しをはじめとする行内オペレーションの効率化を推進しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1)重要な設備の新設等

会社名	店舗名	所在地	区分	事業(部 内)の別	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定
			既支払額							
当行	日本橋支店	東京都中央区	新設	銀行業	店舗	513	58	自己資金	平成18年7月	平成18年11月

(注) 上記設備計画の記載金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2)重要な設備の除却等 該当ありません。

第4【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
- (1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,772,000,000
優先株式	457,405,500
計	4,229,405,500

(注)1.当行定款には次の旨規定しております。

当行の発行可能株式総数は、42億2,940万5,500株であり、37億7,200万株は普通株式として、2,407万2,000株は甲種優先株式として、4億3,333万3,500株は丙種優先株式として発行可能です。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずることとなっております。

- 2. 甲種優先株式として第四回優先株式を、丙種優先株式として第五回優先株式を発行しております。
- 3.第五回優先株式(丙種優先株式)1億7,453万4,000株について消却する旨の取締役会決議が行なわれ、平成18年11月17日付で発行可能株式総数は、40億5,487万1,500株となっております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株)(平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月19日)	上場証券取引 所名又は登録 証券業協会名	内容
普通株式	1,417,435,352	1,650,147,352	-	(注)1、2、 3、4
第四回優先株式	24,072,000	24,072,000	-	(注)5
第五回優先株式	433,333,500	258,799,500	-	(注)6
計	1,874,840,852	1,933,018,852	-	-

- (注)1.完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
 - 2.提出日現在発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの第四回優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
 - 3.提出日現在発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの第五回優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
 - 4. 平成18年11月14日付で普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。
 - 5.第四回優先株式(甲種優先株式)の内容は大要次の通りであります。

(1)優先配当金

優先配当金

期末配当を行うときは、第四回優先株主に対し、普通株主に先立ち、第四回優先株式1株につき年10円を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度に属する基準日にかかる一切の剰余金の配当において優先株主に対して支払われる額の合計が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第四回優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、第四回優先株主に対し、普通株主に先立ち、第四回優先株式 1 株につき 5 円の優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第四回優先株主に対し、普通株主に先立ち、第四回優先株式1株につき 1,000円を支払う。第四回優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(3)議決権

第四回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第四回優先株主は、ある事業年度に関して優先配当金を支払う旨の取締役会決議が、翌事業年度に開催される定時株主総会の招集通知発送日までになされず、かつ、当該総会に優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合には当該総会の時より、当該総会で当該議案が否決された場合は当該総会の終結の時より、優先配当金を支払う旨の取締役会決議又は株主総会決議が最初になされる時までは議決権を有する。

(4)株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、第四回優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第四回優先株主に対しては、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。第四回優先株式には、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5)普通株式を対価とする取得請求

取得を請求し得べき期間

平成10年10月1日から平成30年3月31日までとする。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得比率

取得比率は5である。

取得比率の調整

平成10年10月1日以降、時価を下回る払込金額をもって当行の普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処分する場合や株式分割又は無償割当てにより当行の普通株式を発行する場合等には、次に定める算式により取得比率を調整する。ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

上記の取得比率の調整のほか、合併、資本金の額の減少又は普通株式の併合等により取得比率の調整を必要とする場合は、その後の取得比率は取締役会が適当と判断する取得比率に変更される。 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第四回優先株式の取得と引換えに交付すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 第四回優先株主が取得を請求した × 取得比率

なお、取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭は交付しないものとする。

(6)普通株式を対価とする一斉取得

平成30年3月31日までに取得請求のなかった第四回優先株式を、平成30年4月1日(一斉取得日)をもって取得し、これと引き換えに、当該優先株式の株主に対して、第四回優先株式1株につき1,000円を次に定める一斉取得価額で除して得られる数の当行の普通株式を交付する。なお、普通株式数の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の定めに従って、これを取り扱う。当行の普通株式が、一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、いずれかの証券取引所に上場されている場合又はいずれかの証券業協会が備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該45取引日目から始まる30取引日の当該証券取引所又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場(以下「店頭市場」という。)における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。なお、当該45取引日目の時点で、当行の普通株式が上場又は取引されている証券取引所又は店頭市場が合せて複数に及ぶ場合には、当該45取引日目から一斉取得日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所又は店頭市場における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値に基づき算出した平均値とする。当該計算にあたっては、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を四捨五入する。

当行の普通株式が、一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、いずれの証券取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合には、「平成30年3月31日現在の連結貸借対照表の純資産の部合計(新株予約権及び少数株主持分を除く。)」から「平成30年3月31日現在の発行済第四回優先株式の発行価額総額」を控除した額を「平成30年3月31日現在の発行済普通株式数(自己株式数を除く。)」で除した額とする。

上記 又は に定める第四回優先株式の一斉取得価額が、119円60銭を下回るときは、119円60銭を第四回 優先株式の一斉取得価額とする。

(7)優先順位

第四回優先株式と他の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

6.第五回優先株式(丙種優先株式)の内容は大要次の通りであります。

(1)優先配当金

優先配当金

期末配当を行うときは、第五回優先株主に対し、普通株主に先立ち、第五回優先株式1株につき年7円44 銭を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、優先中間配当金を支払ったとき は、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度に属する基準日にかかる一切の剰余金の配当において優先株主に対して支払われる額の合計が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第五回優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、第五回優先株主に対し、普通株主に先立ち、第五回優先株式1株につき3円72銭の優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第五回優先株主に対し、普通株主に先立ち、第五回優先株式1株につき600 円を支払う。第五回優先株主に対しては、上記600円のほか残余財産の分配は行わない。

(3)議決権

第五回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第五回優先株主は、ある事業年度に関して優先配当金を支払う旨の取締役会決議が、翌事業年度に開催される定時株主総会の招集通知発送日までになされず、かつ、当該総会に優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合には当該総会の時より、当該総会で当該議案が否決された場合は当該総会の終結の時より、優先配当金を支払う旨の取締役会決議又は株主総会決議が最初になされる時までは議決権を有する。

(4)株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、第五回優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第五回優先株主に対しては、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。第五回優先株式には、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5)普通株式を対価とする取得請求

取得を請求し得べき期間

平成17年10月3日(取得開始日)から平成24年10月2日までとする。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は450円である。

取得価額の修正

取得価額は、平成18年10月3日から平成23年10月3日までの毎年10月3日(修正日)に、下記(a)又は(b)により算出されるその時点の時価(修正後取得価額)に修正される。ただし、計算の結果、算出された金額が450円(下限取得価額、ただし、下記により調整される。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とし、540円(上限取得価額、ただし、下記により調整される。)を上回る場合には、上限取得価額をもって修正後取得価額とする。

(a) 当行の普通株式が、各修正日に先立つ45取引日目時点でいずれかの証券取引所に上場されている場

合又はいずれかの証券業協会が備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合(上場している場 合)には、当該45取引日目から始まる30取引日の当該証券取引所又は当該証券業協会が開設する店頭売買 有価証券市場(店頭市場)における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均 値(終値のない日数を除く。)とする。なお、当該45取引日目の時点で、当行の普通株式が上場又は取引 されている証券取引所又は店頭市場が合せて複数に及ぶ場合には、当該45取引日間の出来高の合計額が最 も多い証券取引所又は店頭市場における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値に基づき算出した平均値 とする。

(b)当行の普通株式が、各修正日に先立つ45取引日目時点でいずれの証券取引所又は店頭売買有価証券 登録原簿にも上場又は登録されていない場合(上場していない場合)には、次に定める算式による1株あ たり純資産額とする。

前事業年度末日

前事業年度末日発行済 ×600円

1株あたり純資産額 = 連結純資産額

第五回優先株式数

前事業年度末日

前事業年度末日発行済第四回

発行済普通株式数 優先株式に係る潜在株式数

取得価額の調整

取得開始日以降、時価を下回る払込金額をもって当行の普通株式を発行又は当行の有する普通株式を処 分する場合や株式分割又は無償割当てにより当行の普通株式を発行する場合等には、次に定める算式によ り取得価額、上限取得価額及び下限取得価額を調整する。ただし、算出された金額が、200円を下回る場 合には、200円を調整後取得価額とする。

既発行の

新規発行・処分 普通株式数

× 1株あたり払込金額

普通株式数

1株あたりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × -

既発行の普通株式数 + 新規発行・処分普通株式数

上記の取得価額の調整のほか、合併、資本金の額の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を 必要とする場合は、その後の取得価額は取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

第五回優先株式の取得と引換えに交付すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

第五回優先株主が取得を請求した ×600円

取得と引換えに交付 _ 第五回優先株式数

すべき普诵株式数

取得価額

なお、取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じた場合には、こ れを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭は交付しないものとする。

(6)普通株式を対価とする一斉取得

平成24年10月2日までに取得請求のなかった第五回優先株式を、平成24年10月3日(一斉取得日)をもっ て取得し、これと引き換えに、当該優先株式の株主に対して、第五回優先株式1株につき600円を次に定め る一斉取得価額で除して得られる数の当行の普通株式を交付する。なお、普通株式数の算出にあたって、 1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の定めに従って、これを取り扱う。

当行の普通株式が一斉取得日に先立つ45取引日目時点で、いずれかの証券取引所に上場されている場合又 はいずれかの証券業協会が備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該45取引日目 から始まる30取引日の当該証券取引所又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場(以下「店頭 市場」という。)における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値 のない日数を除く。)とする。なお、当該45取引日目の時点で、当行の普通株式が上場又は取引されてい る証券取引所又は店頭市場が合せて複数に及ぶ場合には、当該45取引日目から一斉取得日の前日までの出 来高の合計額が最も多い証券取引所又は店頭市場における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値に基づ き算出した平均値とする。当該計算にあたっては、円位未満小数第1位まで算出しその小数第1位を四捨五 入する。

当行の普通株式が当該時点でいずれの証券取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されて いない場合には、上記(5) - - (b)に定める算式による1株あたり純資産額とする。

上記 又は に定める一斉取得価額が、450円(下限一斉取得価額)を下回るときは、下限一斉取得価額を第五回優先株式の一斉取得価額とし、540円(上限一斉取得価額)を上回るときは、上限一斉取得価額を第五回優先株式の一斉取得価額とする。なお、普通株式の併合、分割又は無償割当てが行われた場合には、当該併合、分割又は無償割当て前の下限一斉取得価額又は上限一斉取得価額を普通株式1株の併合、分割又は無償割当て後の株数で除した価額を、当該併合、分割又は無償割当て後の下限一斉取得価額又は上限一斉取得価額とする。

(7)優先順位

第五回優先株式と他の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(2)【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年9月11日	普通株式	普通株式	-	419,781,203	-	33,333,400
(注)1		(注)2				
	1,417,435	1,417,435				
	第四回優先株式	第四回優先株式				
	24,072	24,072				
	第五回優先株式	第五回優先株式				
		(注)3				
	433,333	433,333				

(注) 1. 株式併合(2:1)によるものであります。

- 2. 平成18年11月9日付で第五回優先株式の一部について取得請求権の行使があり、これに伴い普通株式の発行済株式総数残高は1,650,147千株となっております。
- 3. 平成18年11月17日付で第五回優先株式の一部174,534千株を消却したため、第五回優先株式の発行済株式総数残高は258,799千株となっております。

(4)【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

		· '	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
サーベラス エヌシービー	ケイマン諸島,グランド・ケイマン,ジョー	876,664	61.84
アクイジション エルピー	ジ・タウン,ドクター・ロイズ・ドライブ69,		
ジェネラル・パートナー	カレドニアン・ハウス,ボックス1043GT,		
サーベラス・アオゾラ・ジーピ	カレドニアン・バンク・アンド・トラスト・		
ー・エルエルシー	リミテッド内		
(常任代理人	(東京都千代田区丸の内二丁目1番1号丸の内		
弁護士 藤本欣伸)	マイプラザ)		
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	212,520	14.99
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	212,520	14.99
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	5,680	0.40
信金中央金庫	東京都中央区京橋3丁目8番1号	2,840	0.20
全国信用協同組合連合会	東京都中央区京橋1丁目9番1号	2,840	0.20
労働金庫連合会	東京都千代田区神田駿河台2丁目5番15号	2,840	0.20
株式会社みちのく銀行	青森市勝田1丁目3の1	2,840	0.20
株式会社八十二銀行	長野市大字中御所字岡田178番地8	2,840	0.20
スルガ銀行株式会社	沼津市通横町23番地	2,840	0.20
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700番地	2,840	0.20
株式会社中国銀行	岡山市丸の内壱丁目拾五番弐拾号	2,840	0.20
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3番8号	2,840	0.20
株式会社山口銀行	下関市竹崎町四丁目2番36号	2,840	0.20
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	2,840	0.20
株式会社親和銀行	佐世保市島瀬町10番12号	2,840	0.20
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	2,840	0.20
計	-	1,344,305	94.84

⁽注) 平成18年11月14日、当行普通株式の上場にあたり、サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーは258,005千株、オリックス株式会社は62,546千株、東京海上日動火災保険株式会社は62,546千株を売出ししており、売出し後の所有株式数はサーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーは618,659千株、オリックス株式会社は149,974千株、東京海上日動火災保険株式会社は149,974千株となっております。

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビルヂング内	24,072	100.00
計	-	24,072	100.00

第五回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	433,333	100.00
計	-	433,333	100.00

⁽注)平成18年11月9日付で第五回優先株式の一部174,534千株について、株式会社整理回収機構による取得請求権の行 使があったため、同社の所有株式数は258,799千株となっております。

(5)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	第四回優先株式 24,072,000	-	- (注)1	
	第五回優先株式 433,333,000	-		
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,417,434,000	1,417,434	権利内容に何ら限定の ない当行における標準と なる株式	
単元未満株式	普通株式 (注)2 1,352	•	権利内容に何ら限定の ない当行における標準と なる株式	
	第五回優先株式 500	-	(注)1	
発行済株式総数	1,874,840,852	-	-	
総株主の議決権	-	1,417,434	-	

- (注) 1.第四回優先株式、第五回優先株式の内容は「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
 - 2. 当行所有の自己株式が、352株含まれております。
 - 3. 平成18年11月9日付で第五回優先株式の一部について取得請求権の行使があったこと及び平成18年11月17日付で第五回優先株式の一部を消却したことに伴い、提出日現在、発行済株式の状況は以下のとおりとなっております。

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四回優先株式 24,072,000	-	
	第五回優先株式 258,799,000	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,650,146,000	1,650,146	権利内容に何ら限定の ない当行における標準と なる株式
単元未満株式	普通株式 1,352	-	権利内容に何ら限定の ない当行における標準と なる株式
	第五回優先株式 500	-	-
発行済株式総数	1,933,018,852	-	-
総株主の議決権	-	1,650,146	-

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1)普通株式

当株式は、平成10年12月14日付にて上場廃止となっておりましたので、該当ありません。なお、当株式は、平成18年11月14日、東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。

(2)優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておりません。

3【役員の状況】

(1)新任役員

該当ありません。

(2)退任役員

該当ありません。

(3)役職の異動

新役名及び職名	旧職名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役副会長執行役員	取締役副会長執行役員	能見 公一	平成18年9月20日

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則及び「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3.当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。
- 4.前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会 (平成18年9)		前連結会計 連結貸借対 (平成18年3)	照表
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
貸出金	3、 4、5、 6、7、 8、9、 10、11	2,655,018	54.99	-	-	3,136,255	52.31
外国為替		4,080	0.09	-	-	10,949	0.18
有価証券	1、 2、10	1,461,133	30.27	-	-	1,628,154	27.15
金銭の信託		4,550	0.09	-	-	6,306	0.11
特定取引資産		85,677	1.78	-	-	93,886	1.57
買入金銭債権		69,243	1.44	-	-	87,686	1.46
コールローン及び買入手形		111,524	2.31	-	-	216,164	3.61
債券貸借取引支払保証金		172,550	3.57	-	-	300,370	5.01
現金預け金	10	216,427	4.48	-	-	365,939	6.10
その他資産	12、 15	103,622	2.15	-	-	155,481	2.59
動産不動産	13、 14	29,623	0.61	-	-	29,184	0.49
債券繰延資産		162	0.00	-	-	218	0.00
繰延税金資産		16,103	0.33	-	-	27,624	0.46
支払承諾見返		15,283	0.32	-	-	19,412	0.32
貸倒引当金		117,134	2.43	-	-	81,686	1.36
現金預け金	10	-	-	105,857	1.64	-	-
コールローン及び買入手形		-	-	230,707	3.58	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	453,638	7.05	-	-
買入金銭債権		-	-	89,333	1.39	-	-
特定取引資産		-	-	74,644	1.16	-	-
金銭の信託		-	-	10,215	0.16	-	-
有価証券	1、 2、10	-	-	1,818,477	28.24	-	-
貸出金	3、 4、5、 6、8、 9、10、 11	-	-	3,489,272	54.19	-	-
外国為替		-	-	9,705	0.15	-	-

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
その他資産	15	-	-	128,495	2.00	-	-
有形固定資産	13、 14	-	-	24,563	0.38	-	-
無形固定資産		-	-	9,755	0.15	-	-
債券繰延資産		-	-	270	0.00	-	-
繰延税金資産		-	-	28,039	0.44	-	-
支払承諾見返		-	-	28,187	0.44	-	-
貸倒引当金		-	-	62,369	0.97	-	-
資産の部合計		4,827,865	100.00	6,438,795	100.00	5,995,947	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会記 (平成18年9月		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
債券		841,126	17.42	-	-	1,060,331	17.68
預金		1,796,685	37.21	-	-	2,325,483	38.79
譲渡性預金	10	553,925	11.47	-	-	870,824	14.52
借用金	10	62,415	1.29	-	-	85,415	1.43
特定取引負債		78,533	1.63	-	-	104,908	1.75
コールマネー及び売渡手形	10	429,927	8.91	-	-	384,523	6.41
売現先勘定	10	62,152	1.29	-	-	49,788	0.83
債券貸借取引受入担保金	10	163,218	3.38	-	-	206,654	3.45
外国為替		1	0.00	-	-	2	0.00
その他負債	12	153,000	3.17	-	-	146,288	2.44
賞与引当金		2,325	0.05	-	-	-	-
退職給付引当金		15,116	0.31	-	-	16,331	0.27
オフバランス取引信用リスク 引当金		1,787	0.04	-	-	1,940	0.03
支払承諾		15,283	0.32	-	-	19,412	0.32
預金		-	-	2,339,339	36.33	-	-
譲渡性預金	10	-	-	982,010	15.25	-	-
債券		-	-	1,232,500	19.14	-	-
コールマネー及び売渡手形	10	-	-	329,442	5.12	-	-
売現先勘定	10	-	-	42,301	0.66	-	-
債券貸借取引受入担保金	10	-	-	209,244	3.25	-	-
特定取引負債		-	-	76,327	1.19	-	-
借用金	10	-	-	203,419	3.16	-	-
外国為替		-	-	2	0.00	-	_
社債		-	-	99,463	1.54	-	_
その他負債		-	-	113,102	1.76	-	_
賞与引当金		-	-	2,685	0.04	-	_
退職給付引当金		-	_	16,435	0.25	-	_
オフバランス取引信用リスク引当金		-	-	1,520	0.02	-	-
支払承諾		-	-	28,187	0.44	-	-
負債の部合計		4,175,498	86.49	5,675,983	88.15	5,271,902	87.92
(少数株主持分)							
少数株主持分		1,589	0.03	-	-	658	0.01
(資本の部)							
資本金		419,781	8.70	-	-	419,781	7.00
資本剰余金		33,333	0.69	-	-	33,333	0.56
利益剰余金		195,673	4.05	_	-	270,890	4.52
その他有価証券評価差額金		1,955	0.04	-	-	683	0.01
為替換算調整勘定		33	0.00	_	-	64	0.00
自己株式		0	0.00	_	-	0	0.00
資本の部合計		650,777	13.48	_	_	723,386	12.07
負債、少数株主持分及び資本の		4,827,865	100.00			5,955,947	12.01

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		-	-	419,781	6.52	-	-
資本剰余金		-	-	33,333	0.52	-	-
利益剰余金		-	-	318,254	4.94	-	-
自己株式		-	-	0	0.00	-	-
株主資本合計		-	-	771,368	11.98	-	-
その他有価証券評価差額金		-	-	7,395	0.11	-	-
繰延ヘッジ損益		-	-	2,316	0.04	-	-
為替換算調整勘定		-	-	530	0.01	-	-
評価・換算差額等合計		-	-	9,181	0.14	-	-
少数株主持分		-	-	625	0.01	-	-
純資産の部合計		-	-	762,812	11.85	-	-
負債及び純資産の部合計		-	-	6,438,795	100.00	-	-

【中間連結損益計算書】

		前中間連結	会計期間	当中間連結会	会計期間	前連結会計年	度の
		(自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)		(自平成18年 至平成18年		要約連結損益 (自平成17年 至平成18年	4月 1日
区分	注記番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		74,133	100.00	96,710	100.00	171,946	100.00
資金運用収益		42,287		51,074		89,142	
(うち貸出金利息)		(25,491)		(34,697)		(52,310)	
(うち有価証券利息配当 金)		(9,887)		(11,668)		(23,191)	
役務取引等収益		7,061		8,717		17,151	
特定取引収益		3,267		3,149		8,219	
その他業務収益		17,766		27,223		46,288	
その他経常収益		3,749		6,545		11,145	
経常費用		48,384	65.27	-	-	110,505	64.27
資金調達費用		15,331		-		36,140	
(うち債券利息)		(1,888)		-		(3,939)	
(うち預金利息)		(3,986)		-		(8,287)	
役務取引等費用		458		-		1,319	
特定取引費用		261		-		453	
その他業務費用		720		-		8,687	
営業経費		24,614		-		49,404	
その他経常費用	1	6,997		-		14,500	
経常費用		-	-	63,358	65.51	-	-
資金調達費用		-		29,368		-	
(うち預金利息)		-		(5,413)		-	
(うち債券利息)		-		(3,374)		-	
役務取引等費用		-		885		-	
その他業務費用		-		1,832		-	
営業経費		-		26,308		-	
その他経常費用	1	-		4,962		-	
経常利益		25,748	34.73	33,352	34.49	61,440	35.73
特別利益	2	17,632	23.78	20,281	20.97	48,874	28.42
特別損失	3	81	0.11	345	0.36	1,259	0.73
税金等調整前中間(当期) 純利益		43,299	58.41	53,287	55.10	109,055	63.42
法人税、住民税及び事業税		329	0.44	283	0.29	952	0.55
法人税等調整額		1,975	2.66	442	0.45	12,154	7.07
少数株主利益		47	0.06	91	0.09	143	0.08
中間(当期)純利益		44,897	60.56	53,354	55.17	120,114	69.86

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間	前連結会計年度の連結剰余金計算書
		 (自平成17年4月 1日	(自平成17年4月 1日
		至平成17年9月30日)	至平成18年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		33,333	33,333
資本剰余金中間期末(期末) 残高		33,333	33,333
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		156,763	156,763
利益剰余金増加高		44,897	120,114
中間(当期)純利益		44,897	120,114
利益剰余金減少高		5,987	5,987
では、 配当金		5,987	5,987
HO — 311		0,007	0,007
利益剰余金中間期末(期末) 残高		195,673	270,890

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	419,781	33,333	270,890	0	724,005		
中間連結会計期間中の変動 額							
剰余金の配当(注)1			5,987		5,987		
役員賞与(注)2			3		3		
中間純利益			53,354		53,354		
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の 変動額(純額)							
中間連結会計期間中の変動 額合計(百万円)			47,363		47,363		
平成18年9月30日残高 (百万円)	419,781	33,333	318,254	0	771,368		

		評価・換	算差額等			
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	評価・換算差 額等合計	少数株主持分	純資産合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	683	-	64	619	658	724,044
中間連結会計期間中の変動 額						
剰余金の配当(注)1						5,987
役員賞与(注)2						3
中間純利益						53,354
株主資本以外の項目の 中間連結会計期間中の 変動額(純額)	6,712	2,316	466	8,562	33	8,596
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	6,712	2,316	466	8,562	33	38,767
平成18年9月30日残高 (百万円)	7,395	2,316	530	9,181	625	762,812

- (注)1. 当行の、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
 - 2. 連結子会社の、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・ フロー				
税金等調整前中間(当期)純 利益		43,299	53,287	109,055
減価償却費		445	784	1,671
貸倒引当金の増加額(は減 少額)		15,999	19,316	51,447
賞与引当金の増加額(は減 少額)		446	2,685	1,879
退職給付引当金の増加額 (は減少額)		344	103	871
オフバランス取引信用リスク 引当金の増加額(は減少 額)		56	419	209
資金運用収益		42,287	51,074	89,142
資金調達費用		15,331	29,368	36,140
有価証券関係損益()		5,994	10,330	5,030
金銭の信託の運用損益()		57	99	11
為替差損益()		15,276	6,038	26,928
動産不動産処分損益()		7	-	670
固定資産処分損益()		-	345	-
特定取引資産の純増()減		269,029	19,241	260,819
特定取引負債の純増減()		10,394	28,581	15,981
貸出金の純増()減		14,767	352,539	463,997
預金の純増減()		62,428	13,856	466,369
譲渡性預金の純増減()		38,445	111,186	355,344
債券の純増減()		10,636	171,644	205,824
借用金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減()		20,500	118,004	43,500
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		13,227	9,157	14,037
コールローン等の純増() 減		861	16,190	123,944
債券貸借取引支払保証金の純 増()減		23,178	153,268	104,640
コールマネー等の純増減 ()		64,010	62,567	121,779
債券貸借取引受入担保金の純 増減()		72,746	2,589	116,182

				前連結会計年度の
		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	(自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	(自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
外国為替(資産)の純増() 減		1,918	1,243	8,787
外国為替(負債)の純増減 ()		0	0	0
普通社債の発行・償還による 純増減()		-	99,463	-
資金運用による収入		39,570	49,112	84,339
資金調達による支出		12,590	26,755	29,850
その他		41,738	27,590	66,506
小計		349,990	91,010	588,994
法人税等の支払額		608	1,341	1,016
営業活動による キャッシュ・フロー		349,381	92,351	587,977
投資活動によるキャッシュ・ フロー				
有価証券の取得による支出		3,272,951	2,765,015	6,576,375
有価証券の売却による収入		571,775	426,610	1,161,955
有価証券の償還による収入		2,395,499	2,173,820	4,977,319
金銭の信託の増加による支出		28,142	27,197	55,820
金銭の信託の減少による収入		7,138	23,387	51,858
動産不動産の取得による支出		1,458	-	2,962
有形固定資産の取得による支 出		-	2,440	-
動産不動産の売却による収入		49	-	172
有形固定資産の売却による収 入		-	8	-
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の売却による収入		-	-	81
投資活動によるキャッシュ・ フロー		328,089	170,826	443,773
財務活動によるキャッシュ・ フロー				
劣後特約付借入金の返済によ る支出		5,400	-	5,400
株式の発行による収入		875	-	-
配当金支払額		5,987	5,987	5,987
少数株主への配当金支払額		194	123	194
財務活動によるキャッシュ・ フロー		10,707	6,110	11,582
現金及び現金同等物の増加額		10,585	269,289	132,622
現金及び現金同等物の期首残 高		171,905	304,527	171,905
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高	1	182,490	35,238	304,527

	T		T
	前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
1.連結の範囲	(1)連結子会社 10社	(1)連結子会社 10社	(1)連結子会社 9社
に関する事項	主要な会社名	主要な会社名	主要な会社名
	あおぞら信託銀行株式会社	あおぞら信託銀行株式会社	あおぞら信託銀行株式会社
	あおぞら債権回収株式会社	あおぞら債権回収株式会社	あおぞら債権回収株式会社
	なお、Aozora Asia Pacific	なお、Azure Funding Europe	なお、Aozora Asia Pacific
	Finance Limitedは新規設立に	S.A.及びあおぞら証券株式会社	Finance Limited 及び
	より当中間連結会計期間より連	は新規設立により当中間連結会	Aozora Investment Management
	結しております。	計期間より連結しております。	Limited は新規設立により当連
		また、当中間連結会計期間にお	結会計年度より連結しておりま
		いて、あおぞらビジネスサービ	す。また、当連結会計年度にお
		ス株式会社はあおぞら情報シス	いて、あおぞらコンピュータ株
		テム株式会社と合併いたしまし	式会社はあおぞら情報システム
		た。	株式会社との合併により、株式
			会社ブループラネットは株式売
			却により連結の範囲から除外し
			ております。
	(のはませつろう)		/a) オヒヤキルサーマ ヘ ウl
	(2)非連結子会社	(2)非連結子会社	(2)非連結子会社
	主要な会社名	同 左	主要な会社名
	エヌ・シー・エム・		エヌ・シー・エム・
	インベストメント株式会社		インベストメント株式会社
	非連結子会社は、その資金の対象を表現されています。		非連結子会社は、その資金の場合は、おりませんは、
	産、経常収益、中間純損益(持		産、経常収益、当期純損益(持
	分に見合う額)及び利益剰余金		分に見合う額)及び利益剰余金
	(持分に見合う額)等からみ		(持分に見合う額)等からみ
	て、連結の範囲から除いても企業集場の財政場際の対象		て、連結の範囲から除いても企業を思る財政状態ではは
	業集団の財政状態及び経営成績		業集団の財政状態及び経営成績
	に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、		に関する合理的な判断を妨げない 11程度に重要性が乏しいため、
	い程度に里安性か之しいため、 連結の範囲から除外しておりま		い程度に里安性が乏しいたの、 連結の範囲から除外しておりま
	連結の配囲から除外しておりま す。		連結の範囲から除外しておりま す。
	У о		٧ ·

	T		
	前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
2 . 持分法の適	(1)持分法適用の非連結子会社	(1)持分法適用の非連結子会社	(1)持分法適用の非連結子会社
用に関する事	0社	0社	0 ∻ ±
項	0,12	0 12	012
75	(2) 持八辻海田の関連会社	(2) 持八法帝田の関連会社	(2) 性八汁液田の関連合計
	(2)持分法適用の関連会社	(2)持分法適用の関連会社	(2)持分法適用の関連会社
	0社	0社	0社
	(3)持分法非適用の非連結子会社		
	主要な会社名	同 左	同 左
	エヌ・シー・エム・		
	インベストメント株式会社		
	(4)持分法非適用の関連会社	(4)持分法非適用の関連会社	(4)持分法非適用の関連会社
	主要な会社名	同 左	主要な会社名
	Vietnam International		Vietnam International
	Leasing, Co.,Ltd.		Leasing, Co.,Ltd.
	持分法非適用の非連結子会社		持分法非適用の非連結子会社
	及び関連会社は、中間純損益		及び関連会社は、当期純損益
	(持分に見合う額)及び利益剰		(持分に見合う額)及び利益剰
	余金(持分に見合う額)等から		余金(持分に見合う額)等から
	みて、持分法の適用の対象から		みて、持分法の適用の対象から
	除いても中間連結財務諸表に重		除いても連結財務諸表に重要な
	要な影響を与えないため、持分		影響を与えないため、持分法の
	法の適用の対象から除いており		適用の対象から除いておりま
	ます。		す。
3 . 連結子会社	(1)連結子会社の中間決算日は	(1)連結子会社の中間決算日は	(1)連結子会社の決算日は次の
の(中間)決	次のとおりであります。	次のとおりであります。	とおりであります。
算日等に関す	6月末日 2社	6月末日 1社	12月末日 1社
る事項	9月末日 8社	9月末日 9社	3月末日 8社
	(2)Aozora Asia Pacific	(2)6月末日を中間決算日とする	(2)12月末日を決算日とする連
	Finance Limitedについては、	連結子会社は、9月末日現在で	結子会社については、3月末日
	·	実施した仮決算に基づく財務諸	現在で実施した仮決算に基づく
	設立後間もないため、設立日現	表により、またその他の連結子	200 100 100 100 100 100 100 100 100 100
			財務諸表により、またその他の
	ます。6月末日を中間決算日と	会社については、それぞれの中間は第二の財政議事により連続	連結子会社については、それぞれの決策により速
	する連結子会社のうち、	間決算日の財務諸表により連結	れの決算日の財務諸表により連
	AZURE Fundingについては、9月	しております。	結しております。
	末日現在で実施した仮決算に基づく財務辞書により、またるの		
	づく財務諸表により、またその		
	他の連結子会社については、それがある。		
	れぞれの中間決算日の財務諸表		
	により連結しております。		

	T	T	Т
	前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
4 . 会計処理基	(1)特定取引資産・負債の評価	(1)特定取引資産・負債の評価	(1)特定取引資産・負債の評価
準に関する事	基準及び収益・費用の計上基準	基準及び収益・費用の計上基準	基準及び収益・費用の計上基準
項			
	金利、通貨の価格、有価証券	金利、通貨の価格、有価証券	金利、通貨の価格、有価証券
	市場における相場その他の指標	市場における相場その他の指標	市場における相場その他の指標
	に係る短期的な変動、市場間の	に係る短期的な変動、市場間の	に係る短期的な変動、市場間の
	格差等を利用して利益を得る等	格差等を利用して利益を得る等	格差等を利用して利益を得る等
	の目的(以下「特定取引目	の目的(以下「特定取引目	の目的(以下「特定取引目
	的」)の取引については、取引	的」)の取引については、取引	的」)の取引については、取引
	の約定時点を基準とし、中間連	の約定時点を基準とし、中間連	の約定時点を基準とし、連結貸
	結貸借対照表上「特定取引資	結貸借対照表上「特定取引資	借対照表上「特定取引資産」及
	産」及び「特定取引負債」に計	産」及び「特定取引負債」に計	び「特定取引負債」に計上する
	上するとともに、当該取引から	上するとともに、当該取引から	とともに、当該取引からの損益
	の損益を中間連結損益計算書上	の損益(利息配当金、売却損益	(利息配当金、売却損益及び評
	「特定取引収益」及び「特定取	及び評価損益)を中間連結損益	価損益)を連結損益計算書上
	引費用」に計上しております。	計算書上「特定取引収益」及び	「特定取引収益」及び「特定取
	特定取引資産及び特定取引負	「特定取引費用」に計上してお	引費用」に計上しております。
	債の評価は、有価証券及び金銭	ります。	特定取引資産及び特定取引負
	債権等については中間連結決算	特定取引資産及び特定取引負	債の評価は、時価法により行っ
	日の時価により、スワップ・先	債の評価は、時価法により行っ	ております。
	物・オプション取引等の派生商	ております。	
	品については中間連結決算日に		
	おいて決済したものとみなした		
	額により行っております。		
	また、特定取引収益及び特定		
	取引費用の損益計上は、当中間		
	連結会計期間中の受払利息等		
	に、有価証券、金銭債権等につ		
	いては前連結会計年度末と当中		
	間連結会計期間末における評価		
	損益の増減額を、派生商品につ		
	いては前連結会計年度末と当中		
	間連結会計期間末におけるみな		
	し決済からの損益相当額の増減		
	額を加えております。		

当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日) 前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)

(2)有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、売買 目的有価証券(特定取引勘定 で保有しているものを除く) については時価法 (売却原価 は移動平均法により算定)、 満期保有目的の債券について は移動平均法による償却原価 法(定額法)、持分法非適用 の非連結子会社株式及び関連 会社株式については移動平均 法による原価法、その他有価 証券のうち時価のあるものに ついては中間連結決算日の市 場価格等に基づく時価法(売 却原価は主として移動平均法 により算定)、時価のないも のについては移動平均法によ る原価法又は償却原価法によ り行っております。

ただし、投資事業有限責任 組合、民法上の組合及び匿名 組合への出資金については、 組合の事業年度の財務諸表及 び事業年度の中間会計期間に 係る中間財務諸表に基づい て、組合の純資産及び純損益 を当行及び連結子会社の出資 持分割合に応じて、資産及び 収益・費用として計上してお ります。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本 直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的と する単独運用の金銭の信託に おいて信託財産として運用さ れている有価証券の評価は、 時価法により行っておりま す。 (2)有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、売買 目的有価証券 (特定取引勘定 で保有しているものを除く) については時価法 (売却原価 は移動平均法により算定)、 満期保有目的の債券について は移動平均法による償却原価 法(定額法)、持分法非適用 の非連結子会社株式及び関連 会社株式については移動平均 法による原価法、その他有価 証券のうち時価のあるものに ついては中間連結決算日の市 場価格等に基づく時価法(売 却原価は主として移動平均法 により算定)、時価のないも のについては移動平均法によ る原価法又は償却原価法によ り行っております。

ただし、投資事業有限責任 組合、民法上の組合及び匿名 組合への出資金については、 主として、組合の事業年度の 財務諸表及び事業年度の中間 会計期間に係る中間財務諸 会計期間に係る中間財務 に基づいて、組合の純資子 び純損益を当行及び連結で 社の出資持分割合に応じて、 資産及び収益・費用として計 上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)金銭の信託において信託 財産を構成している有価証券 の評価は、上記(イ)と同じ 方法により行っております。 (2)有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、売買 目的有価証券 (特定取引勘定 で保有しているものを除く) については時価法 (売却原価 は移動平均法により算定)、 満期保有目的の債券について は移動平均法による償却原価 法(定額法)、持分法非適用 の非連結子会社株式及び関連 会社株式については移動平均 法による原価法、その他有価 証券のうち時価のあるものに ついては連結決算日の市場価 格等に基づく時価法(売却原 価は主として移動平均法によ り算定)、時価のないものに ついては移動平均法による原 価法又は償却原価法により行 っております。

ただし、投資事業有限責任 組合、民法上の組合及び匿名 組合への出資金については、 主として、組合の事業年度の 財務諸表及び事業年度の申間 会計期間に係る中間財務諸 会計期間に係る中間財務 に基づいて、組合の純資子 び純損益を当行及び連結で 社の出資持分割合に応じて、 資産及び収益・費用として計 上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本 直入法により処理しております。

(口) 同 左

前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法に関切の方法明価では、は一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一	(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (4)減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法 有形の有別をでででは、その他にではないでは、全球には、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	· · · ·
		とともに、臨時償却を行っております(注記事項(中間連結損益計算書関係) 3参照)。
ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)の規定により「その他資産」に計上し、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法に	無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、 定額法により償却しておりま す。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結 子会社で定める利用可能期間 (主として5年)に基づいて償 却しております。	ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)の規定により「その他資産」に計上し、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法に

より償却しております。

より償却しております。

			Г
前中間連結 (自平成17年 至平成17年	4月 1日	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
(5)繰延資産の処	理方法 ((5)繰延資産の処理方法	(5)繰延資産の処理方法
当行の債券発行	に係る繰延資	当行の繰延資産は、次のとお	当行の債券繰延資産は、次の
産は、次のとおり	償却しており	り償却しております。	とおり償却しております。
ます。			
(イ)債券繰延貨	産のうち割引		(イ)債券繰延資産のうち割引
債券の債券発行	差金は、償還		債券の債券発行差金は、償還
期限までの期間	に対応して償		期限までの期間に対応して償
却しております	•		却しております。
(口)債券繰延資	産のうち債券	(ロ)債券繰延資産のうち債券	(ロ)債券繰延資産のうち債券
発行費用は、商	i法施行規則の	発行費用は債券の償還期間に	発行費用は、旧商法施行規則
規定する最長期	間 (3年間)	わたり定額法により償却して	の規定する最長期間(3年
内で、償還期降	までの期間に	おります。	間)内で、償還期限までの期
対応して償却し	ております。	なお、平成18年3月31日に	間に対応して償却しておりま
		終了する連結会計年度の連結	す。
		貸借対照表に計上した債券発	
		行費用は、旧商法施行規則の	
		規定する最長期間(3年間)	
		内で、償還期限までの期間に	
		対応して償却しております。	
		(八)その他資産のうち社債発	
		行費については社債の償還期	
		間にわたり定額法により償却	
		しております。	

(6)貸倒引当金の計上基準

当行の債権の償却及び貸倒引 当金は、予め定めている償却・ 引当基準に則り、次のとおり処 理しております。

破産、特別清算等、法的に経 営破綻の事実が発生している債 務者及びそれと同等の状況にあ る債務者に係る債権について は、債権額から担保の処分可能 見込額及び保証等による回収 能見込額を控除した残額を回 能見込額を控除した残額を 不能見込額として債権額から直 接減額しております。なお、取 中間連結会計期間末現在、取した 金額は5,975百万円でありま す

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めた額を貸倒引当金として計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実 績等から算出した予想損失率に 基づき、貸倒引当金を計上して おります。特定海外債権につい ては、対象国の政治経済情勢等 に起因して生ずる損失見込額を 特定海外債権引当勘定として計 上しております。 当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)

(6)貸倒引当金の計上基準

当行の債権の償却及び貸倒引 当金は、予め定めている償却・ 引当基準に則り、次のとおり処 理しております。

破産、特別清算等、法的に経 営破綻の事実が発生している債 務者及びそれと同等の状況にあ る債務者に係る債権について は、債権額から担保の処分可能 見込額及び保証等による回い可 能見込額を控除した残額をの 形見込額を控除した残額を 不能見込額として債権額から 接減額しております。なお 中間連結会計期間末現在、取した 金額は9,743百万円でありま す

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めた額を貸倒引当金として計上しております。

上記以外の債権については、 過去の一定期間における貸倒実 績等から算出した予想損失率に 基づき、貸倒引当金を計上して おります。

なお、特定海外債権について は、対象国の政治経済情勢等に 起因して生ずる損失見込額を特 定海外債権引当勘定として計上 しております。 前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)

(6)貸倒引当金の計上基準

当行の債権の償却及び貸倒引 当金は、予め定めている償却・ 引当基準に則り、次のとおり処 理しております。

破産、特別清算等、法的に経 営破綻の事実が発生している債 務者及びそれと同等の状況にあ る債務者に係る債権について は、債権額から担保の処分可能 見込額を控除した残額を回収可 能見込額を控除した残額を取立 不能見込額として債権額から直 接減額しております。なお、 連結会計年度末現在、取立不能 見込額として直接減額した金額 は5.717百万円であります。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めた額を貸倒引当金として計上しております。

上記以外の債権については、 過去の一定期間における貸倒実 績等から算出した予想損失率に 基づき、貸倒引当金を計上して おります。特定海外債権につい ては、対象国の政治経済情勢等 に起因して生ずる損失見込額を 特定海外債権引当勘定として計 上しております。

前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
すべての債権は、資産の自己	すべての債権は、内部の自己	すべての債権は、内部の自己
査定基準に基づき、営業関連部	査定基準等に基づき、営業関連	査定基準等に基づき、営業関連
署の協力の下に資産査定部署が	部署が債務者区分と整合的な債	部署が債務者区分と整合的な債
資産査定を実施しており、その	務者の内部格付について常時見	務者の内部格付について常時見
査定結果により上記の処理を行	直しを実施し、当該部署から独	直しを実施し、当該部署から独
っております。	立した与信監査部署が内部格付	立した与信監査部署が内部格付
連結子会社の貸倒引当金は、	の妥当性を含めた与信管理につ	の妥当性を含めた与信管理につ
一般債権については過去の貸倒	いて、監査を実施しておりま	いて、監査を実施しておりま
実績等を勘案して必要と認めた 額を、貸倒懸念債権及び破産更	│す。上記手続きによる中間連結 │ │ │会計期間末時点の債務者区分に	す。上記手続きによる期末時点 の債務者区分に従い、営業関連
住債権等については、個別に回	云司朔间不时点の頂笏有区方に 従い、営業関連部署が必要な償	部署が必要な償却・引当額を算
工資権寺にプロでは、個別に回り 収可能性を勘案し、回収不能見	近い、呂来矧廷郡者が必安な頃 却・引当額を算定し、信用リス	記者が必要な資本・513額を昇 定し、信用リスク管理部署が償
込額をそれぞれ引当又は償却を	ク管理部署が償却・引当額の検	却・引当額の検証ならびに確定
行っております。	ショウの ショウの	を行っております。
135 635 565 5	す。	連結子会社の貸倒引当金は、
	^。 連結子会社の貸倒引当金は、	一般債権については過去の貸倒
	一般債権については過去の貸倒	実績等を勘案して必要と認めた
	実績等を勘案して必要と認めた	額を、貸倒懸念債権及び破産更
	額を、貸倒懸念債権及び破産更	生債権等については、個別に回
	生債権等については、個別に回	収可能性を勘案し、回収不能見
	収可能性を勘案し、回収不能見	込額をそれぞれ引当又は償却を
	込額をそれぞれ引当又は償却を	行っております。
	行っております。	
	(追加情報)	
	一般貸倒引当金の予想損失率	
	の算定のために主として使用さ	
	れている債権の平均残存期間に	
	ついては、従来、債権の平均残	
	存契約期間を採用しておりまし	
	たが、当中間連結会計期間よ	
	り、より精緻かつ実質的な平均	
	残存期間を見積もるため、約定	
	┃返済による債権残高の減少を反 ┃映する方法への変更を行ってお	
	映りる万法への変更を打っての ります。当該変更により、貸倒	
	りより。ヨ級を更により、負国 引当金は11,224百万円減少し、	
	ガロボー・ガロボック 0、 税金等調整前中間純利益は同額	
	増加しております。	
	 (7)賞与引当金の計上基準	
賞与引当金は、従業員への賞	同左	
	—	

与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
(8)退職給付引当金は、従業員の 退職給付引当金は、従業員の 退職給付に備えるため、当連結 会計年度末における退職に基準 会計年度本の見込額にありまる。 当中間連にいるといる。まりであります。 過去勤務債が受け、その発生時の従業員の年数(9年)にております。 過業員の年数(9年)にております。 数理計算上の差異は、各連結 会計年度の発生時の役業員の年数 (5年)によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	(8)退職給付引当金の計上基準 同 左	(8)退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従当連結 会計年度未にあける退職に構立の見込額に備えるため、職給付 民主のとの見込額に基準 を計年度を計上のとの見込額に基す。 を、また、の差異の損益処理する。 は以下の数別でありは、一次であり、の一次であり、の一次であり、は、一次であり、は、一次での一次であり、は、一次での一次であり、は、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
(9)オフバランス取引信用リス ク引当金の計上基準 当行は、貸出金に係るコミッ トメントライン契約等の融資未 実行額に係る信用リスクに備え	(9)オフバランス取引信用リスク引当金の計上基準 当行は、貸出金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行額に係る信用リスクに備え	(9)オフバランス取引信用リスク引当金の計上基準当行は、貸出金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行額に係る信用リスクに備え

当行は、貸出金に係るコミットメントライン契約等の融資未 実行額に係る信用リスクに備え るため、貸出金と同様に自己査 定に基づき、予想損失率又は個 別の見積もりによる予想損失額 を計上しております。

なお、この引当金は商法施行 規則第43条に規定する引当金で あります。 当行は、貸出金に係るコミットメントライン契約等の融資未 実行額に係る信用リスクに備え るため、貸出金と同様に自己査 定に基づき、予想損失率又は個 別の見積もりによる予想損失額 を計上しております。

当行は、貸出金に係るコミットメントライン契約等の融資未 実行額に係る信用リスクに備え るため、貸出金と同様に自己査 定に基づき、予想損失率又は個 別の見積もりによる予想損失額 を計上しております。

なお、この引当金は旧商法施 規則第43条に規定する引当金で あります。

	前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
	(10)外貨建資産・負債の換算基 準	(10)外貨建資産・負債の換算基 準	(10)外貨建資産・負債の換算基 準
	当行の外貨建資産・負債は、 取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、 主として中間連結決算時の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	同 左	当行の外貨建資産・負債は、 取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、 主として連結決算時の為替相場 による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負 債については、それぞれの決算 日等の為替相場により換算して おります。
	(11)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につい ては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 同 左	(11)リース取引の処理方法 同 左

当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日) 前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)

(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生 じる金利リスクに対するヘッジ 会計の方法は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 查委員会報告第24号平成14年2 月13日)に規定する繰延ヘッジ によっております。相場変動を 相殺するヘッジについてのヘッ ジ有効性評価の方法について は、ヘッジ対象となる預金・貸 出金等とヘッジ手段である金利 スワップ取引等を一定の(残 存)期間毎にグルーピングのう え特定し評価しております。

また、当中間連結会計期間末 の中間連結貸借対照表に計上し ている繰延ヘッジ損益のうち、 「銀行業における金融商品会計 基準適用に関する当面の会計上 及び監査上の取扱い」(日本公 認会計士協会業種別監査委員会 報告第15号平成12年2月15日) を適用して実施しておりました 従来の「マクロヘッジ」に基づ く繰延ヘッジ損益は、「マクロ ヘッジ」で指定したそれぞれの ヘッジ手段の残存期間・想定元 本金額に応じ平成15年度から3 年間にわたって、資金調達費用 又は資金運用収益として期間配 分しております。

なお、当中間連結会計期間末 における従来の「マクロヘッ ジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 8,781百万円、繰延ヘッジ利益 は12,469百万円であります。 (12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生 じる金利リスクに対するヘッジ 会計の方法は、主として「銀行 業における金融商品会計基準適 用に関する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号平 成14年2月13日)に規定する繰 延ヘッジによっております。相 場変動を相殺するヘッジについ てのヘッジ有効性評価の方法に ついては、ヘッジ対象となる預 金・貸出金等とヘッジ手段であ る金利スワップ取引等を一定の (残存)期間毎にグルーピング のうえ特定し評価しておりま

また、一部の固定金利の貸出 金の金利リスクに対するヘッジ においては、金利スワップ取引 をヘッジ手段として指定してお ります。ヘッジ対象とヘッジ手 段に関する重要な条件がほぼ 一となるようなヘッジ指定を行 っているため、高い有効性があ るとみなしており、これをもっ て有効性の判定に代えておりま す。 (12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生 じる金利リスクに対するヘッジ 会計の方法は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関す る会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 查委員会報告第24号平成14年2 月13日)に規定する繰延ヘッジ によっております。相場変動を 相殺するヘッジについてのヘッ ジ有効性評価の方法について は、ヘッジ対象となる預金・貸 出金等とヘッジ手段である金利 スワップ取引等を一定の(残 存)期間毎にグルーピングのう え特定し評価しております。

また、当連結会計年度末の連 結貸借対照表に計上している繰 延ヘッジ損益のうち、「銀行業 における金融商品会計基準適用 に関する当面の会計上及び監査 上の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告第15 号平成12年2月15日)を適用し て実施しておりました従来の 「マクロヘッジ」に基づく繰延 ヘッジ損益は、「マクロヘッ ジ」で指定したそれぞれのヘッ ジ手段の残存期間・想定元本金 額に応じ平成15年度から3年間 にわたって、資金調達費用又は 資金運用収益として期間配分し ております。

なお、当連結会計年度末における従来の「マクロヘッジ」に 基づく繰延ヘッジ損失及び繰延 ヘッジ利益はありません。

前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日
至平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	至平成18年4月1日至平成18年9月30日)	至平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
(口)為替変動リスク・ヘッジ	(口)為替変動リスク・ヘッジ	(口)為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債	同 左	同 左
から生じる為替変動リスクに対		
するヘッジ会計の方法は、「銀		
行業における外貨建取引等の会		
計処理に関する会計上及び監査		
上の取扱い」(日本公認会計士		
協会業種別監査委員会報告第25		
号平成14年7月29日) に規定す		
る繰延ヘッジによっておりま		
す。		
ヘッジ有効性評価の方法につ		
いては、外貨建金銭債権債務等		
の為替変動リスクを減殺する目		
的で行う通貨スワップ取引及び		
為替スワップ取引等をヘッジ手		
段とし、ヘッジ対象である外貨		
建金銭債権債務等に見合うヘッ		
ジ手段の外貨ポジション相当額		
が存在することを確認すること		
によりヘッジの有効性を評価し		
ております。		
また、外貨建その他有価証券		
(債券以外)の為替変動リスク		
をヘッジするため、事前にヘッ		
ジ対象となる外貨建有価証券の		
銘柄を特定し、当該外貨建有価		
証券について外貨ベースで取得		
原価以上の直先負債が存在して		
いること等を条件に、包括ヘッ		
ジとして時価ヘッジを適用して		
おります。		

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	(自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	(自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
	-	-	
	(八)連結会社間取引等	(八)連結会社間取引等	(八)連結会社間取引等
	デリバティブ取引のうち連結	同 左	同 左
	会社間及び特定取引勘定とそれ		
	以外の勘定との間の内部取引に		
	ついては、ヘッジ手段として指		
	定している金利スワップ取引及		
	び通貨スワップ取引等に対し		
	て、日本公認会計士協会業種別		
	監査委員会報告第24号及び同報		
	告第25号に基づき、恣意性を排		
	除し厳格なヘッジ運営が可能と		
	認められる対外カバー取引の基		
	準に準拠した運営を行っている		
	ため、当該金利スワップ取引及		
	び通貨スワップ取引等から生じ		
	る収益及び費用は消去せずに損		
	益認識又は繰延処理を行ってお		
	ります。		
	(13)消費税等の会計処理	(13)消費税等の会計処理	(13)消費税等の会計処理
	当行及び国内連結子会社の消	同 左	同 左
	費税及び地方消費税の会計処理		
	は、税抜方式によっておりま		
	す。		
5 . (中間)連	中間連結キャッシュ・フロー	同 左	 連結キャッシュ・フロー計算
結キャッシ	計算書における資金の範囲は、		書における資金の範囲は、連結
ュ・フロー計	中間連結貸借対照表上の「現金		貸借対照表上の「現金預け金」
算書における	預け金」のうち現金及び日本銀		のうち現金及び日本銀行への預
資金の範囲	「行への預け金であります。		け金であります。
	1.5		

_		1
前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の 設定に関する意見書」(企業会計審議 会平成14年8月9日)及び「固定資産の 減損に係る会計基準の適用指針」(企 業会計基準適用指針第6号平成15年10 月31日)を当中間連結会計期間から適 用しております。これによる税金等調 整前中間純利益に与える影響はありま せん。		(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の 設定に関する意見書」(企業会計審議 会平成14年8月9日)及び「固定資産の 減損に係る会計基準の適用指針」(企 業会計基準適用指針第6号平成15年10 月31日)を当連結会計年度から適用し ております。これによる損益に与える 影響はありません。
	(貸借対照表の純資産の部の表示に	
	関する会計基準)	
	「貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準」(企業会計基準第5	
	号平成17年12月9日)及び「貸借対照	
	表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準	
	鳌竿寺の週出祖町」(正集云町巻竿 適用指針第8号平成17年12月9日)を	
	当中間連結会計期間から適用してお	
	ります。 当中間連結会計期間末における従	
	来の「資本の部」の合計に相当する	
	金額は764,503百万円であります。	
	なお、当中間連結会計期間におけ る中間連結貸借対照表の純資産の部	
	については、中間連結財務諸表規則	
	及び銀行法施行規則の改正に伴い、	
	改正後の中間連結財務諸表規則及び 銀行法施行規則により作成しており	
	ます。	
	(投資事業組合に関する実務対応報	
	告) 「投資事業組合に対する支配力基準	
	及び影響力基準の適用に関する実務	
	上の取扱い」(企業会計基準委員会	
	実務対応報告第20号平成18年9月8 日)が公表日以後終了する中間連結	
	会計期間に係る中間連結財務諸表か	
	ら適用されることになったことに伴	
	い、当中間連結会計期間から同実務 対応報告を適用しております。これ	
	による中間連結貸借対照表等に与え	
	る影響は軽微であります。	

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 (自平成18年4月 1日 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日) 至平成18年9月30日) 至平成18年3月31日) (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業 会計基準第10号平成18年8月11日)が 一部改正され、改正会計基準の公表日 以後終了する中間連結会計期間から適 用されることになったことに伴い、当 中間連結会計期間から改正会計基準を 適用し、債券は償却原価法に基づいて 算定された価額をもって中間連結貸借 対照表価額としております。これによ り、従来の方法に比べ、「債券繰延資 産」、「債券」はそれぞれ20百万円減 少しております。 なお、平成18年3月31日に終了する 連結会計年度の連結貸借対照表に計上 した債券発行差金は、「繰延資産の会 計処理に関する当面の取扱い」(企業 会計基準実務対応報告第19号平成18年 8月11日)の経過措置に基づき従前の 会計処理を適用し、債券の償還期間に わたり均等償却を行うとともに未償却 残高を債券から直接控除しておりま (繰延資産の会計処理に関する実務対 応報告) 「繰延資産の会計処理に関する当面 の取扱い」(企業会計基準委員会実務 対応報告第19号平成18年8月11日)が 公表日以後終了する中間連結会計期間 から適用されることになったことに伴 い、当中間連結会計期間から同実務対 応報告を適用し、債券発行費用につい ては債券の償還期間にわたり定額法に より償却しております。これにより、 従来の方法に比べ、「債券繰延資産」 中の債券発行費用は1百万円増加し、 「その他業務費用」中の債券発行費用 償却は同額減少するとともに、税金等 調整前中間純利益は同額増加しており ます。 なお、平成18年3月31日に終了する 連結会計年度の連結貸借対照表に計上 した債券発行費用は、同実務対応報告 の経過措置に基づき従前の会計処理を

> 適用し、旧商法施行規則の規定する最 長期間(3年間)内で、償還期限まで の期間に対応して償却しております。

当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)

(中間連結貸借対照表関係)

従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び 匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出 資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりました が、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6 月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の 有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間 から「有価証券」に含めて表示しております。この変更 に伴い、「有価証券」は63,748百万円増加、「その他資 産」は63,748百万円減少しております。

(中間連結貸借対照表関係)

中間連結貸借対照表は、従来、長期信用銀行法施行規則別紙様式第3号に準拠して作成しておりましたが、平成18年4月1日をもって普通銀行へ転換したことに伴い、当中間連結会計期間からは銀行法施行規則別紙様式第5号に準拠して作成しております。

(中間連結損益計算書関係)

中間連結損益計算書は、従来、長期信用銀行法施行規則別紙様式第3号に準拠して作成しておりましたが、平成18年4月1日をもって普通銀行へ転換したことに伴い、当中間連結会計期間からは銀行法施行規則別紙様式第5号に準拠して作成しております。

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(中間連結貸借対照表関係)

- (1) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (2)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定 資産」または「その他資産」に区分して表示しておりま す。
- (4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。 (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。

また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定 資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却 による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等 として表示しております。

追加情報

該当ありません。

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

- 1.有価証券には、非連結子会社及 び関連会社の株式43百万円及び出 資金(組合等出資金を含む) 9,800百万円を含んでおります。
- 2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却に処分できる権利を有する有価証券につきましては、(再)担保に貸し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はなり、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは172,099百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は 1,281百万円、延滞債権額は 65,768百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息 不計上貸出金であって、破綻先債 権及び債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として利息の支 払を猶予した貸出金以外の貸出金 であります。

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

- 1.有価証券には、非連結子会社及 び関連会社の株式43百万円及び出 資金(組合等出資金を含む) 16,895百万円を含んでおります。
- 2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はなく、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは453,725百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は 6,180百万円、延滞債権額は 15,094百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間と続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は利息の見込みがないものとして未収倒償却を行った部分を除く。以という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲り事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息 不計上貸出金であって、破綻先債 権及び債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として利息の支 払を猶予した貸出金以外の貸出金 であります。

前連結会計年度末 (平成18年3月31日)

- 1.有価証券には、非連結子会社及 び関連会社の株式43百万円及び出 資金(組合等出資金を含む) 10,122百万円を含んでおります。
- 2 . 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はなく、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは300,860百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は 3,077百万円、延滞債権額は18,268 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸丁未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息 不計上貸出金であって、破綻先債 権及び債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として利息の支 払を猶予した貸出金以外の貸出金 であります。

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

- 4.貸出金には、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 権額は7,808百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、 債務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に有 利となる取決めを行った貸出金で 破綻先債権、延滞債権及び3カ月

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債

6.破綻先債権額、延滞債権額及び 貸出条件緩和債権額の合計額は 74,858百万円であります。

あります。

以上延滞債権に該当しないもので

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

また、平成12年6月30日、ソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)及び他の金融機関等、預金保険機構並びに当行との間である「貸出関連を活動を表した当行株式の譲渡に係る場響に定める「貸出関連を、解除権を行使し、その有効性が確定した債権は、上記3.から6.に掲げた債権額に含まれておりません。なお、当該債権額は29,269百万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

4.貸出金のうち、3カ月以上延滞 債権に該当するものはありません。

なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が、約定 支払日の翌日から3月以上遅延し ている貸出金で破綻先債権及び延 滞債権に該当しないものでありま す。

- 5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,229百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、 債務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に有 利となる取決めを行った貸出金で 破綻先債権、延滞債権及び3カ月 以上延滞債権に該当しないもので あります。
- 6.破綻先債権額、延滞債権額及び 貸出条件緩和債権額の合計額は 28,504百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

また、平成12年6月30日、ソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)及び他の金融機関等、預金保険機構並びに当行との間でありまでの現立に基づき、解除権を行使し、その有効性が確定した債権は、上記3.から6.に掲げた債権額に含まれておりません。なお、当該債権額は15,305百万円であります。

前連結会計年度末(平成18年3月31日)

- 4.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,004百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、 債務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に有 利となる取決めを行った貸出金で 破綻先債権、延滞債権及び3カ月 以上延滞債権に該当しないもので あります。
- 6.破綻先債権額、延滞債権額及び 貸出条件緩和債権額の合計額は 26,350百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

前連結会計年度末 (平成18年3月31日)

7.貸出債権証券化(CLO-

Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理 をした貸出金元本の当中間連結会 計期間末残高は100,000百万円で あります。なお、当行はCLOの 劣後受益権34,578百万円を継続保 有し貸出金に計上しております。

- 9.手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する会 計上及び監査上の取扱い」(日本 公認会計士協会業種別監査委員会 報告第24号)に基づき金融取引と して処理しております。これによ り受け入れた商業手形は、売却又 は(再)担保という方法で自由に 処分できる権利を有しております が、その額面金額は3,530百万円
- 10.担保に供している資産は次のと おりであります。

担保に供している資産

であります。

貸出金 245,291百万円 有価証券 515,096百万円

担保資産に対応する債務

譲渡性預金 20,000百万円 借用金 100百万円 コールマネー及び売渡手形

172,800百万円

売現先勘定 62,152百万円 債券貸借取引受入担保金

163.218百万円

上記のほか、為替決済、デリバ ティブ等の取引の担保あるいは先 物取引証拠金等の代用等として、 有価証券124,763百万円を差し入 れております。

- 8. ローン・パーティシペーション で、平成7年6月1日付日本公認会 計士協会会計制度委員会報告第3 号に基づいて、原債務者に対する 貸出金として会計処理した参加元 本金額のうち、中間連結貸借対照 表計上額は71,311百万円でありま
- 9.手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する会 計上及び監査上の取扱い」(日本 公認会計士協会業種別監査委員会 報告第24号)に基づき金融取引と して処理しております。これによ り受け入れた商業手形は、売却又 は(再)担保という方法で自由に 処分できる権利を有しております が、その額面金額は4,517百万円 であります。
- 10.担保に供している資産は次のと おりであります。

担保に供している資産

有価証券 421,295百万円 貸出金 221,026百万円

担保資産に対応する債務

譲渡性預金 19,000百万円 コールマネー及び売渡手形

80,000百万円

売現先勘定 42,301百万円 債券貸借取引受入担保金

209,244百万円

借用金 100.500百万円

上記のほか、為替決済、デリバ ティブ等の取引の担保あるいは先 物取引証拠金等の代用等として、 現金預け金1,630百万円及び有価 証券147,346百万円を差し入れて おります。

7.貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理を した貸出金元本の当連結会計年度 末残高は50,000百万円でありま す。なお、当行はCLOの劣後受 益権17,378百万円を継続保有し貸

8. ローン・パーティシペーション で、平成7年6月1日付日本公認会 計士協会会計制度委員会報告第3 号に基づいて、参加者に売却した ものとして会計処理した貸出金の 元本の期末残高の総額は74,799百 万円であります。

出金に計上しております。

- 9. 手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する会 計上及び監査上の取扱い」(日本 公認会計士協会業種別監査委員会 報告第24号)に基づき金融取引と して処理しております。これによ り受け入れた商業手形は、売却又 は(再)担保という方法で自由に 処分できる権利を有しております が、その額面金額は3,445百万円 であります。
- 10.担保に供している資産は次のと おりであります。

担保に供している資産

貸出金 243,977百万円 有価証券 393,355百万円

担保資産に対応する債務

譲渡性預金 20,000百万円 借用金 100百万円 コールマネー及び売渡手形

171,700百万円

売現先勘定 49,788百万円 債券貸借取引受入担保金

206.654百万円

上記のほか、為替決済、デリバ ティブ等の取引の担保あるいは先 物取引証拠金等の代用等として、 有価証券105,884百万円及び現金 預け金1,630百万円を差し入れて おります。

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

- 11.当座貸越契約及び貸出金に係る コミットメントライン契約等は、 顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定 の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高 は、561,284百万円であります。 このうち契約残存期間が1年以内のものが436,921百万円であります。
- 12.「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4.会計処理基準に関する事項」の「(12)重要なヘッジ会計の方法」に記載のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に合助で計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は19,764百万円、繰延ヘッジ利益の総額は21,995百万円であります。
- 13.動産不動産の減価償却累計額 22,541百万円
- 14. 動産不動産の圧縮記帳額 560百万円

(当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

11.当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、714,194百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものは520,355百万円であります。

- 13. 有形固定資産の減価償却累計 額
 - 24,148百万円
- 14. 有形固定資産の圧縮記帳額 655百万円

(当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)

15. 「その他資産」には、システム 開発にかかる前払金2,693百万円 が含まれております。

前連結会計年度末(平成18年3月31日)

- 11.当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、657,801百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものは474,791百万円であります。
- 12.「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4.会計処理基準に関する事項」の「(12)重要なヘッジ会計の方法」に記載のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は13,827百万円であります。
- 13.動産不動産の減価償却累計額 23,347百万円
- 14. 動産不動産の圧縮記帳額 693百万円

(当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)

15. 「その他資産」には、システム 開発にかかる前払金5,116百万円 が含まれております。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
1.「その他経常費用」には、貸 出金償却3,559百万円、オフバラ ンス取引信用リスク引当金繰入 額56百万円を含んでおります。	1 . 「その他経常費用」には、貸 出金償却3,149百万円を含んでお ります。	1 . 「その他経常費用」には、貸 出金償却6,310百万円を含んでお ります。
2.「特別利益」には、貸倒引当 金取崩額15,909百万円を含んで おります。	2.「特別利益」には、貸倒引当 金取崩額17,038百万円、オフバ ランス取引信用リスク引当金取 崩額419百万円、過去に清算を行 った関係会社に係る還付税額 2,366百万円を含んでおります。	2 . 「特別利益」には、貸倒引当 金取崩額46,930百万円を含んで おります。
		3.「特別損失」には、子会社株 式の売却損16百万円、及び「中 間連結財務諸表作成のための基 本となる重要な事項」の「4.会

計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」において追加情報として記載の臨時償却額569百万円を含んでおりま

す。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期 間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,834,870	-	1,417,435	1,417,435
第四回優先株式(注)	48,144	-	24,072	24,072
第五回優先株式(注)	866,667	-	433,333	433,333
合計	3,749,681	-	1,874,840	1,874,840

(注)普通株式、第四回優先株式、第五回優先株式の減少は、株式併合によるものです。

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (株)	当中間連結会計期間未株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	705	-	353	352
合計	705	-	353	352

⁽注)普通株式の減少は、株式併合によるものです。

2.配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たりの金 額	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,523	89銭	平成18年3月31日	平成18年6月23日
	第四回優先株式	240	5円	平成18年3月31日	平成18年6月23日
	第五回優先株式	3,224	3円72銭	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
1 . 現金及び現金同等物の中間期	1 . 現金及び現金同等物の中間期	1 . 現金及び現金同等物の期末残
末残高と中間連結貸借対照表に	末残高と中間連結貸借対照表に	高と連結貸借対照表に掲記され
掲記されている科目の金額との	掲記されている科目の金額との	ている科目の金額との関係
関係	関係	
(金額単位 百万円)	(金額単位 百万円)	(金額単位 百万円)
平成17年9月30日現在	平成18年9月30日現在	平成18年3月31日現在
現金預け金勘定 216,427	現金預け金勘定 105,857	現金預け金勘定 365,939
預け金(日本銀行預け金を除く)	預け金(日本銀行預け金を除く)	預け金(日本銀行預け金を除く)
33,936	70,619	61,412
現金及び現金同等物 182,490	現金及び現金同等物 35,238	現金及び現金同等物 304,527

1. リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額及び中間連結会計 期間末残高相当額

取得価額相当額

動産	4,244百万円
その他	690百万円
슬 計	4 934百万円

減価償却累計額相当額

動産	2,022百万円
その他	279百万円
合計	2,302百万円

中間連結会計期間末残高相当額

動産	2,221百万円
その他	410百万円
合 計	2,632百万円

- (注)取得価額相当額は、未経過リース料中 間連結会計期間末残高が有形固定資産の 中間連結会計期間末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法によってお ります。
- ・未経過リース料中間連結会計期間末 残高相当額

1年内	1,124百万円
1年超	1,520百万円
合 計	2.644百万円

- (注)未経過リース料中間連結会計期間末残 高相当額は、未経過リース料中間連結会 計期間末残高が有形固定資産の中間連結 会計期間末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によっております。
- ・支払リース料

676百万円

- ・減価償却費相当額
- 668百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっており ます。

- 2. オペレーティング・リース取引 (借手側)
- ・未経過リース料

1年内		38百万円
1年	F超	9百万円
合	計	47百万円

当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)

1. リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額及び中間連結会計 期間末残高相当額

取得価額相当額

動産	4,305百万円
その他	1,296百万円
<u></u>	5 602百万円

減価償却累計額相当額

動産	2,293百万円
その他	581百万円
合 計	2.875百万円

中間連結会計期間末残高相当額

動産	2,011百万円
その他	715百万円
合 計	2,726百万円

- (注)取得価額相当額は、未経過リース料中 間連結会計期間末残高が有形固定資産の 中間連結会計期間末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法によってお ります。
- ・未経過リース料中間連結会計期間末 残高相当額

1年内	1,251百万円
1年超	1,475百万円
 合 計	2 726百万円

- (注)未経過リース料中間連結会計期間末残 高相当額は、未経過リース料中間連結会 計期間末残高が有形固定資産の中間連結 会計期間末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によっております。
- ・支払リース料

705百万円

- ・減価償却費相当額
- 705百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっており ます。

- 2. オペレーティング・リース取引 (借手側)
- ・未経過リース料

1年内	153百万円
1年超	241百万円
合 計	394百万円

前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)

1.リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び年度末残 高相当額

取得価額相当額

動産	4,432百万円
その他	1,159百万円
<u></u>	5 592百万円

減価償却累計額相当額

動産	2,192百万円
その他	407百万円
合計	2,599百万円

年度末残高相当額

動産	2,239百万円
その他	752百万円
 合 計	2.992百万円

- (注)取得価額相当額は、未経過リース料年 度末残高が有形固定資産の年度末残高等 に占める割合が低いため、支払利子込み 法によっております。
- |・未経過リース料年度末残高相当額

1年内	1,276百万円
1年超	1,730百万円
<u></u> 合計	3.006百万円

- (注)未経過リース料年度末残高相当額は、 未経過リース料年度末残高が有形固定資 産の年度末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によっております。
- ・支払リース料 1
 - 1,279百万円
- ・減価償却費相当額 1,263百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっており ます。

- オペレーティング・リース取引 (借手側)
- ・未経過リース料

1年内	34百万円
1年超	10百万円
合 計	45百万円

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

- 1.中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。
- 2.「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
- 3.売買目的有価証券以外の時価のある有価証券について、時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合には、原則として、時価が著しく下落し、かつ、回復の見込みがないものと判断し、減損処理を行っております。なお、当中間連結会計期間において、減損処理を行った時価のある有価証券はありません。
- 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	29	30	0	0	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	29	30	0	0	-

- (注) 1.時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	1,993	1,998	5	20	15
債券	660,750	656,964	3,786	170	3,956
国債	638,453	634,605	3,847	3	3,851
地方債	2,062	2,092	29	42	13
短期社債	-	-	-	-	-
社債	20,235	20,266	31	123	92
その他	424,001	431,079	7,078	11,051	3,972
合計	1,086,745	1,090,042	3,296	11,242	7,945

- (注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上した ものであります。
 - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3.「有価証券」に含まれる投資事業有限責任組合等への出資について、当該組合等の構成資産のうち、その他有価証券に該当するため時価評価したものは、上記「その他」に含めております。

3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	37,381
非上場外国証券	121,269
非上場債券	51,745
組合等出資金	54,083
貸付債権信託受益権	12,117

当中間連結会計期間末

- 1.中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。
- 2.「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
- 3.売買目的有価証券以外の時価のある有価証券について、時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合には、原則として、時価が著しく下落し、かつ、回復の見込みがないものと判断し、減損処理を行っております。なお、当中間連結会計期間において、減損処理を行った時価のある有価証券はありません。
- 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	29	29	0
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合計	29	29	0

-(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	1,783	3,145	1,362
債券	989,220	984,431	4,788
国債	983,584	978,800	4,783
地方債	3,037	3,029	8
短期社債	-	-	-
社債	2,598	2,601	3
その他	428,576	424,606	3,969
外国債券	340,790	334,821	5,968
その他	87,785	89,784	1,999
合計	1,419,579	1,412,184	7,395

- (注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上した ものであります。
 - 2.「有価証券」に含まれる投資事業有限責任組合等への出資について、当該組合等の構成資産のうち、その他有価証券に該当するため時価評価したものは、上記「その他」に含めております。
- 3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	36,314
非上場外国証券	93,795
非上場債券	67,098
組合等出資金	46,060
貸付債権信託受益権	7,554
その他	4,560

前連結会計年度末

- 1.連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。
- 2.「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。
- 3.売買目的有価証券以外の時価のある有価証券について、時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合には、原則として、時価が著しく下落し、かつ、回復の見込みがないものと判断し、減損処理を行っております。なお、当連結会計年度において、減損処理を行った時価のある有価証券はありません。
- 1. 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	138,768	15,061

2.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	29	29	0	-	0
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	29	29	0	-	0

- (注)1.時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	1,772	3,456	1,684	1,684	-
債券	750,026	742,705	7,320	75	7,396
国債	739,415	732,070	7,344	5	7,349
地方債	2,946	2,926	19	22	41
短期社債	-	-	-	-	-
社債	7,665	7,708	42	48	5
その他	467,057	472,010	4,952	13,390	8,437
外国債券	337,921	329,953	7,967	12	7,980
その他	129,136	142,057	12,920	13,377	457
合計	1,218,856	1,218,172	683	15,150	15,833

- (注) 1.連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3.「有価証券」に含まれる投資事業有限責任組合等への出資について、当該組合等の構成資産のうち、その他有価証券に該当するため時価評価したものは、上記「その他」に含めております。
- 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) 該当ありません。
- 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	1,162,564	18,407	6,976

6.時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)	
その他有価証券		
非上場株式	37,123	
非上場外国証券	101,808	
非上場債券	68,228	
組合等出資金	58,591	
貸付債権信託受益権	12,041	

7. 保有目的を変更した有価証券

その他有価証券3,307百万円の保有区分を変更し、売買目的有価証券に区分しております。この結果、経常利益 及び税金等調整前当期純利益は372百万円増加しております。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	577,157	134,077	35,445	64,284
国債	567,914	85,744	14,592	63,848
地方債	55	1,362	1,515	435
短期社債	-	-	-	-
社債	9,187	46,969	19,337	-
その他	58,828	161,642	59,860	163,469
外国債券	58,828	161,642	47,818	162,819
その他	-	-	12,041	649
合計	635,985	295,719	95,305	227,753

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1.満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1.満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	3,010	3,017	7

- (注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価により計上した ものであります。
 - 2.評価差額は当中間連結会計期間の損益に含まれております。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	5,806	-

2.満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	499	499	0	-	0

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 . 評価差額は当連結会計年度の損益に含まれております。



(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,296
その他有価証券	3,296
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	1,341
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,955
() 少数株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	1,955

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,395
その他有価証券	7,395
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産	-
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,395
()少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	7,395

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	683
その他有価証券	683
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産	-
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	683
() 少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	683

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	156,997	55	55
	金利オプション	117,768	19	0
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	23,005,378	19,862	11,453
	金利オプション	-	-	-
	その他	140,415	107	107
	合計	-	19,829	11,401

⁽注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2)通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	808,365	129	129
	為替予約	355,755	5,191	5,191
	通貨オプション	587,054	16,952	439
	その他	-	-	•
	合計	-	22,273	4,881

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

(3)株式関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	2,762	4	4
	株式指数オプション	1,940	9	5
店頭	有価証券店頭オプシ ョン	-	-	-
	有価証券店頭指数等 スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	14	0

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4)債券関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	67,120	219	219
	債券先物オプション	179,935	291	66
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	71	153

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- (5)商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	725,066	767	767
	合計	-	767	767

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	438,859	57	57
	金利オプション	41,756	0	3
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	22,807,075	21,898	21,898
	金利オプション	-	-	-
	その他	1,002,159	18	18
	合計	-	21,822	21,819

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2)通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円) 時価(百万円) 評価損		評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	1,442,339	3,103	3,103
	為替予約	719,892	12,351	12,351
	通貨オプション	860,067	7,311	3,765
	その他	-	-	-
	合計	-	1,935	5,481

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

(3)株式関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	805	-	-
	株式指数オプション	-	-	-
店頭	有価証券店頭オプシ	_	_	_
	ョン	-	-	-
	有価証券店頭指数等	_	_	_
	スワップ	_	_	_
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4)債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	16,035	23	23
	債券先物オプション	1,768	0	1
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	•
	合計	-	24	22

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5)商品関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ 635		9	9
	合計	-	9	9

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2.商品は石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	クレジットデリバティブ 1,172,872		6
	合計	-	6	6

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。



1.取引の状況に関する事項

(1)取引の内容

当行では、金利関連の金利先物取引、金利オプション取引、金利スワップ取引、通貨関連の通貨スワップ取引、為替予約取引、通貨オプション取引、株式・債券関連の先物取引・オプション取引及びクレジットデリバティブ取引等を行っております。

(2)取組方針及び利用目的

当行では、デリバティブ取引業務を主要業務の一つとして位置付けており、デリバティブ取引に付随する市場リスク、信用リスクなどの各種のリスクをコントロールしつつ、積極的に取り組んでおります。

デリバティブ取引の利用目的は、顧客の金利・為替等の市場リスクのヘッジ・ニーズ等に対応した商品の提供、金利・為替・有価証券等の市場価格・指標等の短期的な変動や市場間の格差等を利用した特定取引勘定で行うトレーディング取引のほか、当行全体の収益の安定化・最適化を図るために、オンバランスの資産・負債から生ずる金利リスク等を適正な水準に保つためのALM目的での取引を行っております。

これら資産・負債から生じる金利リスクは金利スワップ等のデリバティブ取引によるヘッジ会計を行っております。ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっており、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき処理しております。相場変動を相殺するヘッジについてのヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引などを一定の(残存)期間別にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(3)リスクの内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に重要なものは、金利・為替等の取引対象物の市場価格・ボラティリティー等の変動により損失を被るリスクである市場リスクと、取引相手方の契約不履行により損失を被るリスクである信用リスクであります。

(4)リスク管理体制

当行は、さまざまな業務を行っていく中で、意図せざる損失の発生を回避するとともに、自己の体力に見合ったリスクテイクを行い、リスクに見合った収益を確保して、信頼性の高い健全な経営を行っていくために、適切なリスク管理態勢の維持・構築に努めております。

リスク管理に対する基本的な考え方は「リスク管理基本方針」などのリスク管理方針に明文化しております。 取締役会はリスク管理方針などの基本的なルールを制定するほか、資本配分やリスク限度額を設定するなど、リスク管理の基本的な枠組みを決定しております。これらの枠組みの中で、リスク統括部が市場リスク・オペレーショナルリスクほか関連リスクを、信用リスク管理部が信用リスクを、それぞれのリスクの特性を考慮して管理しております。また、監査部は、リスク管理態勢の適切性と有効性をチェックしております。取締役会、マネジメント・コミッティー及び各委員会は、各リスク所管部のリスク状況の報告や、監査部及び与信監査部の監査報告を受け、リスク状況を監督するとともに経営判断に活用、リスク管理態勢の維持・改善を行っております。

市場リスクについては、バリュー・アット・リスクの考え方に基づき最大損失予想額を毎日計測し、設定されているリスク限度枠等の遵守状況の管理を行っております。また、算出された最大損失予想額を超える損失が発生した場合には、その原因分析を実施しております。

平成17年4月から平成18年3月の246営業日における当行本店のトレーディング業務に係るバリュー・アット・リスク(保有期間1日、信頼区間99%)の実績値は、最大でも142百万円、最小は41百万円程度、平均は85百万円程度となっております。

信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式により算出される再構築コストと将来の市場環境の変化に伴う潜在コストを与信相当額として把握し、貸出等のオンバランス取引と合わせて管理しております。また、市場リスクと整合的な方法により信用リスクを計量化し、市場リスクと信用リスクを統合的に把握することにより、自己資本に対して許容できる範囲にリスクを抑えるとともに、リスクに見合った収益の確保を目指しております。

なお、平成17年度決算期末の自己資本比率(国内基準)に基づく連結ベースでの与信相当額は1,448億円となっております。

(5)時価評価についての補足説明

特定取引勘定で取り扱う店頭デリバティブ取引の時価評価算定は、長期信用銀行法施行規則第12条の4の3第5項に従った方法により行内手続きを定めて実施しております。

2.取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物	売建	449,843	224,577	347	347
取引所	並利几初	買建	178,878	6,180	254	254
4X511/1	金利	売建	23,484	-	2	0
	オプション	買建	-	-	-	-
	金利先渡	売建	-	-	-	-
	契約	買建	-	-	-	-
		受取固定・ 支払変動	10,363,458	7,704,107	47,906	47,906
	金利 スワップ	受取変動・ 支払固定	10,898,034	7,669,944	68,654	68,654
店頭		受取変動・ 支払変動	568,077	555,002	70	70
	金利	売建	-	-	-	-
	オプション	買建	-	-	-	-
	その他	売建	319,151	302,134	850	850
	ての他	買建	117,842	112,822	611	611
	Ī	<u></u>	-	-	20,668	20,672

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。なお、取引所取引の金利オプション取引の売建の時価については、当連結会計年度よりマイナス表示しております。

(2)通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨先物	売建	-	-	-	-
取引所	世 貝兀彻	買建	-	-	-	-
4X517/1	通貨	売建	-	-	-	-
	オプション	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ		1,173,253	205,688	474	474
	為替予約	売建	189,335	16,855	5,105	5,105
	何目]/#J	買建	286,403	81,344	13,526	13,526
店頭	通貨	売建	300,706	141,214	11,973	1,067
	オプション	買建	347,798	159,856	6,727	3,406
	その他	売建	-	-	-	-
	I CONE	買建	-	-	-	-
	É	計	-	-	2,700	5,607

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2.時価の算定

割引現在価値等により算定しております。なお、通貨オプション取引の売建の時価については、当連結会計年度よりマイナス表示しております。

(3)株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4)債券関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	債券先物	売建	177,979	-	624	624
取引所	俱分兀彻	買建	21,522	-	0	0
4X 317/1	債券先物	売建	587	-	1	0
	オプション	買建	6,761	-	26	7
	債券店頭	売建	-	-	-	-
店頭	オプション	買建	-	-	-	-
伯奴	その他	売建	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-
	1		-	-	649	631

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算出しております。なお、債券先物オプション取引の売建の時価については、当連結会計年度よりマイナス表示しております。

(5)商品関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
作品	カー 商品スワッ	固定価格受取 · 変動価格支払	322	322	1	1
店頭プ	変動価格受取 · 固定価格支払	312	312	10	10	
	合計		-	-	9	9

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2.時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引にかかる契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品は石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	クレジット デリバティ	売建	459,577	383,335	1,928	1,928
店頭	テリハティ ブ	買建	505,070	464,415	1,501	1,501
一口妈	その他	売建	-	-	-	-
	1 C 07 IB	買建	-	-	-	-
	合計		-	-	426	426

- (注) 1 . 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2.時価の算定 割引現在価値により算定しております。
 - 3.「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満であるため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	巴	129.35	337.31	153.74
1株当たり中間(当期)純利益	円	15.83	37.64	41.14
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	巴	10.61	25.22	28.38

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
1株当たり中間(当 期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	44,897	53,354	120,114
普通株主に帰属しな い金額	百万円	-	-	3,464
うち利益処分によ る優先配当額	百万円	-	-	3,464
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	44,897	53,354	116,650
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	2,834,870	1,417,435	2,834,870
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	3,464
うち優先配当額	百万円	-	-	3,464
普通株式増加数	千株	1,396,276	698,138	1,396,276
うち優先株式	千株	1,396,276	698,138	1,396,276

2.「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったとに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1円63銭減少しております。

3. 当行は、平成18年9月11日付で普通株式、第四回優先株式及び第五回優先株式についてそれぞれ2株を1株とする株式併合を行っております。

当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下の通りとなります。

		前中間連結会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	258.71	307.49
1株当たり中間(当期)純利益	円	31.67	82.29
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	円	21.22	56.77

(自 ³	平成18年4月 1日	前連結会計年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
平成18年10 おいて、ゼネ 融子会社での 投資案議し、 を た。 なし、会社名を た。 なし、会社名を Acceptance C L L C) に変弱	月13日開催の取締役会に ラル・モーターズ社の金 るGMAC(General stance Corporation)への し、投資子会社3社の設立 年11月29日に各社への資 行い設立を完了致しまし ACは本投資案件開始に 態をLLCに変更した上 General Motors company LLC(GMAC, 更しております。	
出資又は融資	が行われております。	
資本金 事業内容 所有割合	145,180,000米ドル GMAC,LLCへの 投資を行うために設立さ れた中間持株会社 当行間接 100%	
(3)Aozora 概要	GMAC Investments LLCの	
出資金の額事業内容	500,000,000米ドル GMAC,LLCへの 投資を行うために設立さ れた中間持株会社	
	(お融M投を本た 際でAL(の 資事 取所 出 (概 資事 所 (概 出 今平い子も資決金。なし、ep L) 概 本業 得有ま資 2要 本業 有 3要 資金成で会す案議等 お、会すC A A を で 値割た又 A を 会内 割 A 会の の の年ゼでに、込 G社名にです。 容 額合当は oz を 合 oz の の の の の の の の の の の の の の の の の の	なお、GMACは本投資案件開始に際し、会社形態をLLCに変更した上で、会社名をGeneral Motors Acceptance Company LLC(GMAC, LLC)に変更しております。 (1) Aozora GMAC Investment Limitedの概要 資本金 502,000,000米ドル 事業内容 当行から出資を受けて、複数の中間持株会社を経由してGMAC,LLCへ入投資を行う取得価額 502,000,000米ドル 所有割合 当行直接 100% また当社を経由して以下の2社に対し出資又は融資が行われております。 (2) Aozora GMAC Investment, Inc.の概要 資本金 145,180,000米ドル 事業内容 GMAC,LLCへの投資を行うために設立された中間持株会社 当行間接 100% (3) Aozora GMAC Investments LLCの概要 出資金の額 500,000,000米ドル 事業内容 GMAC Investments LLCの概要

(2)【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度(要約貸借対 (平成18年3)	照表
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部) 貸出金	3、4、 5、6、 7、8、 9、10、 11	2,570,665	53.14	,	,	3,025,391	50.38
外国為替		2,736	0.06	-	-	8,978	0.15
有価証券	1、2、 10	1,585,320	32.77	-	-	1,797,623	29.93
金銭の信託		4,550	0.09	-	-	6,306	0.11
特定取引資産		85,677	1.77	-	-	93,886	1.56
買入金銭債権		47,750	0.99	-	-	53,537	0.89
買入手形		25,000	0.52	-	-	64,200	1.07
コールローン		86,524	1.79			151,964	2.53
債券貸借取引支払保証金		172,550	3.57	-	-	300,370	5.00
現金預け金	10	210,730	4.35	-	-	353,494	5.89
その他資産	12、15	104,160	2.15	-	-	156,564	2.61
動産不動産	13、14	28,417	0.59	-	-	27,843	0.46
債券繰延資産		162	0.00	-	-	218	0.00
繰延税金資産		15,835	0.33	-	-	27,122	0.45
支払承諾見返		15,283	0.31	-	-	19,412	0.32
貸倒引当金		117,513	2.43	-	-	81,708	1.35
現金預け金	10	-	-	96,974	1.50	-	-
コールローン		-	-	230,707	3.58	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	453,638	7.04	-	-
買入金銭債権		-	-	57,716	0.89	-	-
特定取引資産		-	-	74,644	1.16	-	-
金銭の信託		-	-	10,205	0.16	-	-
有価証券	1、2、 10	-	-	2,118,428	32.86	-	-
貸出金	3、4、 5、6、 8、9、 10、11	-	-	3,237,993	50.23	-	-
外国為替		-	-	9,705	0.15	-	-

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
その他資産	15	-	-	129,710	2.01	-	-
有形固定資産	13、14	-	-	22,343	0.35	-	-
無形固定資産		-	-	10,024	0.16	-	-
債券繰延資産		-	-	270	0.00	-	-
繰延税金資産		-	-	27,465	0.43	-	-
支払承諾見返		-	-	28,187	0.44	-	-
貸倒引当金		-	-	62,137	0.96	-	-
資産の部合計		4,837,850	100.00	6,445,877	100.00	6,005,204	100.00

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)				照表
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
債券		845,126	17.47	-	-	1,064,331	17.72	
預金		1,812,279	37.46	-	-	2,340,885	38.98	
譲渡性預金	10	553,925	11.45	-	-	870,824	14.50	
借用金		62,300	1.29	-	-	85,300	1.42	
特定取引負債		78,533	1.62	-	-	104,908	1.75	
売渡手形	10	92,800	1.92	-	-	91,700	1.53	
コールマネー	10	337,127	6.97	-	-	292,823	4.88	
売現先勘定	10	62,152	1.29	-	-	49,788	0.83	
債券貸借取引受入担保金	10	163,218	3.37	-	-	206,654	3.44	
外国為替		1	0.00	-	-	2	0.00	
その他負債	12	147,710	3.05	-	-	140,647	2.34	
賞与引当金		2,074	0.04	-	-	-	-	
退職給付引当金		14,764	0.31	-	-	15,539	0.26	
オフバランス取引信用リス ク引当金		1,787	0.04	-	-	1,940	0.03	
支払承諾		15,283	0.31	-	-	19,412	0.32	
預金		-	-	2,350,500	36.47	-	-	
譲渡性預金	10	-	-	982,010	15.23	-	-	
債券		-	-	1,236,500	19.18	-	-	
コールマネー	10	-	-	329,442	5.11	-	-	
売現先勘定	10	-	-	42,301	0.66	-	-	
債券貸借取引受入担保金	10	-	-	209,244	3.25	-	-	
特定取引負債		-	-	76,327	1.18	-	-	
借用金	10	-	-	201,800	3.13	-	-	
外国為替		-	-	2	0.00	-	-	
社債		-	-	99,963	1.55	-	-	
その他負債		-	-	111,338	1.73	-	-	
賞与引当金		-	-	2,150	0.03	-	-	
退職給付引当金		-	-	15,634	0.24	-	-	
オフバランス取引信用リス ク引当金		-	-	1,568	0.02	-	-	
支払承諾		-	-	28,187	0.44	-	-	
負債の部合計		4,189,084	86.59	5,686,972	88.22	5,284,756	88.00	

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金		419,781	8.68	-	-	419,781	6.99
資本剰余金		33,333	0.69	-	-	33,333	0.56
資本準備金		33,333		-		33,333	
利益剰余金		193,696	4.00	-	-	268,415	4.47
利益準備金		3,646		-		3,646	
中間(当期)未処分利益		190,049		-		264,768	
その他有価証券評価差額金		1,955	0.04	-	-	1,081	0.02
自己株式		0	0.00	-	-	0	0.00
資本の部合計		648,766	13.41	-	-	720,447	12.00
負債及び資本の部合計		4,837,850	100.00	-	-	6,005,204	100.00
(純資産の部)							
資本金		-	-	419,781	6.51	-	-
資本剰余金		-	-	33,333	0.52	-	-
資本準備金		-		33,333		-	
利益剰余金		-	-	315,536	4.90	-	-
利益準備金		-		4,844		-	
その他利益剰余金		-		310,691		-	
繰越利益剰余金		-		310,691		-	
自己株式		-	-	0	0.00	-	-
株主資本合計		-	-	768,650	11.93	-	-
その他有価証券評価差額金		-	-	7,429	0.11	-	-
繰延ヘッジ損益		-	-	2,316	0.04	-	-
評価・換算差額等合計		-	-	9,745	0.15	-	-
純資産の部合計		-	-	758,905	11.78	-	-
負債及び純資産の部合計		-	-	6,445,877	100.00	-	-

【中間損益計算書】

		前中間会計	·期間	当中間会計期間		前事業年度 <i>0</i> 要約損益計算) 算書
		(自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)		(自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)		(自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		70,062	100.00	92,104	100.00	163,661	100.00
資金運用収益		42,404		50,418		88,704	
(うち貸出金利息)		(22,859)		(27,494)		(45,753)	
(うち有価証券利息配当金)		(12,725)		(18,566)		(29,559)	
役務取引等収益		5,922		7,054		14,817	
特定取引収益		3,267		3,149		8,219	
その他業務収益		16,134		25,914		43,497	
その他経常収益		2,333		5,567		8,422	
経常費用		44,016	62.82	-	-	102,932	62.89
資金調達費用		15,330		-		36,136	
(うち債券利息)		(1,900)		-		(3,962)	
(うち預金利息)		(3,986)		-		(8,287)	
役務取引等費用		446		-		1,276	
特定取引費用		261		-		453	
その他業務費用		842		-		9,137	
営業経費	1	22,621		-		46,426	
その他経常費用	2	4,513		-		9,501	
経常費用		-	-	59,643	64.76	-	-
資金調達費用		-		29,372		-	
(うち預金利息)		-		(5,421)		-	
(うち債券利息)		-		(3,385)		-	
役務取引等費用		-		888		-	
その他業務費用		-		1,918		-	
営業経費	1	-		23,868		-	
その他経常費用	2	-		3,595		-	
経常利益		26,045	37.18	32,461	35.24	60,729	37.11
特別利益	3	17,235	24.60	20,440	22.20	48,801	29.80
特別損失	4	3	0.01	340	0.37	1,354	0.82
税引前中間(当期)純利益		43,278	61.77	52,561	57.07	108,175	66.09
法人税、住民税及び事業税		1	0.00	204	0.22	122	0.07
法人税等調整額		1,922	2.75	343	0.37	11,867	7.25
中間(当期)純利益		45,201	64.52	53,109	57.66	119,920	73.27
前期繰越利益		144,847		-		144,847	
中間(当期)未処分利益		190,049		-		264,768	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本							
		資本乗	自余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備	資本剰余	利益準備	その他利 益剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本 合計
			金	繰越利益 剰余金	金合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	419,781	33,333	33,333	3,646	264,768	268,415	0	721,529
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注)				1,197	7,185	5,987		5,987
中間純利益					53,109	53,109		53,109
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純 額)								
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)				1,197	45,923	47,121		47,121
平成18年9月30日残高(百万円)	419,781	33,333	33,333	4,844	310,691	315,536	0	768,650

		評価・換算差額等						
	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合 計	純資産合計				
平成18年3月31日残高(百万円)	1,081	-	1,081	720,447				
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注)				5,987				
中間純利益				53,109				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純 額)	6,347	2,316	8,663	8,663				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	6,347	2,316	8,663	38,457				
平成18年9月30日残高(百万円)	7,429	2,316	9,745	758,905				

⁽注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自平成17年4月 1日	(自平成18年4月 1日	(自平成17年4月 1日
	至平成17年9月30日)	至平成18年9月30日)	至平成18年3月31日)
1.特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	参指場でである。 一次では、 のる制を取はし取債該計びて ものる目取中資に引きを引いる。 のる制を的のでは、 ののででは、 ののでででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	新市場所の ・ 一、 ・ 一、 、 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一、 ・ 一 、 ・ 一、 ・ 一 、 一、 ・ 一 、 、 一 、 一、 、 一 、 、 一 、 一、 、 一 、 、 一 、 一、 、 一	金利、通貨の価格、何の間では、有価証券では、通貨の価格であり、通貨の価格であり、通貨の価格であり、通知の価格では、自動のの一般では、自動のののでは、自動のののでは、自動のののでは、自動のののでは、自動ののでは、自動ののでは、自動ののでは、自動のでは、自

	前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
2.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)的保つ移期移(関平有の場かにのるり、組組組び係てをてて、価直す、(2)当でには満は法が動他も市売法もよよ、及に、益じし、評本まとおれ時間でには満は法が動他も市売法もよよ、保名、及に、益じし、評本まとおれば、関下のには満は法が動他も市売法もよよ、保名、及に、益じし、評本まとおれば、のには満は法が動他も市売法もよよ、保名、及に、益じし、評本まとおれば、のには満は法が動他も市売法もよよ、保名、及に、益じし、評本まとおれば、日本のは、日本のと、日本のと、日本のと、日本のと、日本のと、日本のと、日本のと、日本のと	(1)的保つ移期移(関平有の場かにのるり 組組主財会にび合費す 価産ま 財評よの特も法よ債よ子に原方中づし、移償ま資の生きのに、式るうは基と)ははり投上資組で係、当、計のに法でのに、式るうは基と)ははり投上資組が係、当、計のに法での情報のに、式るうは基と)ははり投上資組が係、当、計のに法でのに、対して時動却す事組にの業合の産し 有は処にいとす。一個、では、の質価を付けて平のの産りがあるの(均いにに 責匿は度中諸産分益ま の純お にいとまるには満は法び動他も市売法もよよ 任名、の間表及割・評資り 信券ににおります。	(1)有価に (1)有価に (1)有価に (1)有価に (1)有価に (1)有価に (1)有価に (1)有価に (2) (1)有価に (1)有価に (1)有価に (1)有価に (2) (1)有価に (1)有価に (2) (1)有価に (2) (1)有価に (2) (1)有価に (2) (1)有価に (2) (3)有価に (3)に (4)に (4)に (5)に (5)に (6)に (6)に (7)に (7)に (7)に (8)に (8)に (8)に (9)に (1)に (2)に (3)に (4)に (4)に (5)に (6)に (7)に (7)に (7)に (8)に (9)に
3.デリバティブ 取引の評価基準 及び評価方法	価法により行っております。 デリバティブ取引(特定取引的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
4 . 固定資産の減価償却の方法	(1)動産不動産 建物については定額法、その他については定率法を採用 し、当中間決算日現在の年間 減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。 建物:50年 動産:5年~15年	(1)有形固定資産 建物については定額法、その他については定率法を採用し、当中間決算日現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物:15年~50年動産:5年~15年	(1)動産不動産 建物については定額法、その 他については定率法を採用して おります。 なお、主な耐用年数は次のと おりであります。 建 物:50年 動 産:5年~15年 (追加情報) 本店及び府中別館(コンピューターセンター)の建物の一部
	(2)ソフトウェア	(2)無形固定資産	につきまして、将来、リニューアルが見込まれることとなったため、従来適用していた耐用年数を、合理的に見積もった使用期間まで短縮するとともに、臨時償却を行っております。(注記事項(中間損益計算書関係)4参照)。(2)ソフトウェア
	自社利用のソフトウェアについては、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)の規定により「その他資産」に計上し、行内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	無形固定資産の減価償却は、 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	自社利用のソフトウェアについては、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)の規定により「その他資産」に計上し、行内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。
5 . 繰延資産の処理方法	債券繰延資産は、次のとおり償却しております。 (1)債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。	繰延資産は、次のとおり償却 しております。	債券繰延資産は、次のとおり 償却しております。 (1)債券繰延資産のうち割引債 券の債券発行差金は、償還期限 までの期間に対応して償却して おります。
	(2)債券繰延資産のうち債券発 行費用は、商法施行規則の規 定する最長期間(3年間)内 で、償還期限までの期間に対 応して償却しております。	(2)債券繰延資産のうち債券発 行費用は債券の償還期間にわた り定額法により償却しておりま す。 なお、平成18年3月31日に終 了する事業年度の貸借対照表に 計上した債券発行費用は、旧商 法施行規則の規定する最長期間 (3年間)内で、償還期限まで の期間に対応して償却しており ます。 (3)その他資産のうち社債発行 費については社債の償還期間に わたり定額法により償却しており ります。	(2)債券繰延資産のうち債券発 行費用は、旧商法施行規則の規 定する最長期間(3年間)内 で、償還期限までの期間に対応 して償却しております。

前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)

当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)

前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)

6 . 引当金の計上 基準

(1)貸倒引当金

債権の償却及び貸倒引当金 は、予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとおり処 理しております。

破産、特別清算等、法的に 経営破綻の事実が発生してい る債務者及びそれと同等の状 況にある債務者に係る債権に ついては、債権額から担保の 処分可能見込額を担等に よる回収可能見込額を控除し た残額を取立不能見込額して で債権額から直接減額してお ります。なお、当中間決して 現在、取立不能見込額として 直接減額した金額は4,143百万 円であります。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めた額を貸倒引当金として計しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき、貸倒引当金を計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

(1)貸倒引当金

債権の償却及び貸倒引当金 は、予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとおり処 理しております。

破産、特別清算等、法的に 経営破綻の事実が発生してい る債務者及びそれと同等の状 況にある債務者に係る債権に ついては、債権額から担保の 処分可能見込額をび保証等に よる回収可能見込額を控 た残額を取立不能見込額して で債権額から直接減額してお ります。なお、当中間決員日 現在、取立不能見込額として 直接減額した金額は8,152百万 円であります。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めた額を貸倒引当金として計しております。

上記以外の債権について は、過去の一定期間における 貸倒実績等から算出した予想 損失率に基づき、貸倒引当金 を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢 等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定と して計上しております。

(1)貸倒引当金

債権の償却及び貸倒引当金 は、予め定めている償却・引当 基準に則り、次のとおり処理し ております。

破産、特別清算等、法的に経 営破綻の事実が発生している債 務者及びそれと同等の状況にあ る債務者に係る債権について は、債権額から担保の処分可能 見込額を控除した残額を取可 能見込額を控除した残額を取立 不能見込額として債権額から直 接減額しております。なお、額 として直接減額した金額は4,037 百万円であります。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めた額を貸倒引当金として計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実 績等から算出した予想損失率に 基づき、貸倒引当金を計上して おります。特定海外債権につい ては、対象国の政治経済情勢等 に起因して生ずる損失見込額を 特定海外債権引当勘定として計 上しております。

T		
前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定を実施しており、その査定結果により上記の処理を行っております。	重ない。 で生活のでは、 で生活のでは、 で生活のでは、 で生活のでは、 で生活のでは、 で生活のでは、 で生活のでは、 で生活のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	すべての情権は一つでは、内部では、内部では、内部では、内部では、内部では、内部では、内部では、内部
(2)賞与引当金 賞与引当金は、従業員への 賞与の支払に備えるため、従 業員に対する賞与の支給見込 額のうち、当中間会計期間に 帰属する額を計上しておりま す。	(2)賞与引当金 同 左	

	T	T	1
	前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
	(3)退職給付引当金、従業員の退職給付引当金は、従業員の退職給付引当金は、だ数によるる退職を持有によりでは、一次の関係を表する。とのでは、一次のののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次ののののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次のののでは、一次では、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一	(3)退職給付引当金 同 左	(3)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、付債務を 年度末の見込額に基づき。計算を表資産が要額を計上の表別であり、 一次のでは、
7 机货弹资产及	度から損益処理しております。 (4)オフバランス取引信用リスク引当金 貸出金に係るコミットメントライン契約等の融資未構えるため、貸出金と同様に自己なめ、貸出金と同様に率又は個別の見積もりによる査定に基づき、予想損失る予想損失額を計上しております。 なお、この引当金は商法協会であります。	(4)オフバランス取引信用リスク引当金 貸出金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行額に係る信用リスクに備えるため、貸出金と同様に自己査定に基づき、予想損失率又は個別の見積もりによる予想損失額を計上しております。	(4)オフバランス取引信用リスク引当金 貸出金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行額に係る信用リスクに備えるため、貸出金と同様に自己査定に基づき、予想損失率又は個別の見積もりによる予想損失額を計上しております。 なお、この引当金は旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
7.外貨建資産及 び負債の本邦通 貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得 時の為替相場による円換算額 を付す子会社株式及び関連会 社株式を除き、主として中間 決算時の為替相場による円換 算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時 の為替相場による円換算額を付 す子会社株式及び関連会社株式 を除き、主として決算時の為替 相場による円換算額を付してお ります。
8.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主 に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース 取引については、通常の賃貸 借取引に準じた会計処理によ っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
9.ヘッジ会計の	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ
方法	金融資産・負債から生じる	金融資産・負債から生じる	金融資産・負債から生じる金
	金利リスクに対するヘッジ会	金利リスクに対するヘッジ会	利リスクに対するヘッジ会計の
	計の方法は、「銀行業におけ	計の方法は、主として「銀行	方法は、「銀行業における金融
	る金融商品会計基準適用に関	業における金融商品会計基準	商品会計基準適用に関する会計
	する会計上及び監査上の取扱	適用に関する会計上及び監査	上及び監査上の取扱い」(日本
	い」(日本公認会計士協会業	上の取扱い」(日本公認会計	公認会計士協会業種別監査委員
	種別監査委員会報告第24号平	士協会業種別監査委員会報告	会報告第24号平成14年2月13
	成14年2月13日)に規定する繰	第24号平成14年2月13日)に規	日)に規定する繰延ヘッジによ
	延ヘッジによっております。	定する繰延ヘッジによってお	っております。相場変動を相殺
	相場変動を相殺するヘッジに	ります。相場変動を相殺する	するヘッジについてのヘッジ有
	ついてのヘッジ有効性評価の	ヘッジについてのヘッジ有効	効性評価の方法については、へ
	方法については、ヘッジ対象	性評価の方法については、へ	ッジ対象となる預金・貸出金等
	となる預金・貸出金等とヘッ	ッジ対象となる預金・貸出金	とヘッジ手段である金利スワッ
	ジ手段である金利スワップ取	等とヘッジ手段である金利ス	プ取引等を一定の(残存)期間
	引等を一定の(残存)期間毎	ワップ取引等を一定の(残	毎にグルーピングのうえ特定し
	にグルーピングのうえ特定し	存)期間毎にグルーピングの	評価しております。
	評価しております。	うえ特定し評価しておりま	また、当事業年度末の貸借対
	また、当中間会計期間末の	す。	照表に計上している繰延ヘッジ
	中間貸借対照表に計上してい	また、一部の固定金利の貸	損益のうち、「銀行業における
	る繰延ヘッジ損益のうち、	出金の金利リスクに対するへ	金融商品会計基準適用に関する
	「銀行業における金融商品会	ッジにおいては、金利スワッ	当面の会計上及び監査上の取扱
	計基準適用に関する当面の会	プ取引をヘッジ手段として指	い」(日本公認会計士協会業種
	計上及び監査上の取扱い」	定しております。ヘッジ対象	別監査委員会報告第15号平成12
	(日本公認会計士協会業種別	とヘッジ手段に関する重要な	年2月15日)を適用して実施し
	監査委員会報告第15号平成12	条件がほぼ同一となるような	ておりました従来の「マクロへ
	年2月15日)を適用して実施し	ヘッジ指定を行っているた	ッジ」に基づく繰延ヘッジ損益
	ておりました従来の「マクロ	め、高い有効性があるとみな	は、「マクロヘッジ」で指定し
	ヘッジ」に基づく繰延ヘッジ	しており、これをもって有効	たそれぞれのヘッジ手段の残存
	損益は、「マクロヘッジ」で	性の判定に代えております。	期間・想定元本金額に応じ平成
	指定したそれぞれのヘッジ手		15年度から3年間にわたって、
	段の残存期間・想定元本金額		資金調達費用又は資金運用収益
	に応じ平成15年度から3年間に		として期間配分しております。
	わたって、資金調達費用又は		なお、当事業年度末における

従来の「マクロヘッジ」に基づ く繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッ

ジ利益はありません。

資金運用収益として期間配分

なお、当中間会計期間末に

おける従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失 は8,781百万円、繰延ヘッジ利 益は12,469百万円でありま

しております。

す。

前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
(ジ 生る行会監会報にて つ務す取を象等ポこッま 券スに価外べ負条価の がいていい に債殺プ等対務貨るへり 証り前有該貨先を時ッ らす銀のび認会)っに債殺プ等対務貨るへり 証り前有該貨先を時ッ らす銀のび認会)っに債殺プ等対務貨るへり 証り前有該貨先を時の がいていい に債殺プ等対務貨るへり 証り前有該貨先を時の かけい に に し に し に し に し に し に し に し に し に し	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ同左	(口)為替変動リスク・ヘッジ 同 左
す。 (ハ)内部取引等 でリバティブ取引のうち特定 でリバティ子和以のののでは、でリリンででは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	(八)内部取引等 同 左	(八)内部取引等 同 左

	前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
10.消費税等の会	消費税及び地方消費税の会	同 左	同 左
計処理	計処理は、税抜方式によって		
	おります。		

	I	
前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の 設定に関する意見書」(企業会計審議 会平成14年8月9日))及び「固定資産 の減損に係る会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第6号平成15 年10月31日)を当中間会計期間から適 用しております。これによる損益に与 える影響はありません。		(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の 設定に関する意見書」(企業会計審議 会平成14年8月9日))及び「固定資産 の減損に係る会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第6号平成15 年10月31日)を当事業年度から適用し ております。これによる損益に与える 影響はありません。
人の影響はありません。	(貸る) () () () () () () () () () (記者はのりません。
	償却残高を債券から直接控除してお ります。	

前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
至平成17年9月30日)	全中成18年9月30日) (繰延資産の会計処理に関する実務対応報告) 「繰延資産の会計処理に関する実務対応報告) 「繰延資産の会計処理に関する当時での会計のでは、第19年の会計を表別では、第19年のを表別では、第19年のでは、第19年のを表別では、第19年のでは、第19年のを表別では、第19年のでのでは、第19年のを表別では、第19年のでは、第19年のを表別では、第19年のでは、第19年のを表別を表別では、第19年のを表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	至平成18年3月31日)
	す。	

前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)
(中間貸借対照表関係) 従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び 匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出 資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりました が、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6 月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の 有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から 「有価証券」に含めて表示しております。この変更に伴 い、「有価証券」は91,029百万円増加、「その他資産」 は91,029百万円減少しております。	
	(中間貸借対照表関係) 中間貸借対照表は、従来、長期信用銀行法施行規則別紙様式第1号の2に準拠して作成しておりましたが、平成18年4月1日をもって普通銀行へ転換したことに伴い、当中間会計期間からは銀行法施行規則別紙様式第1号の2に準拠して作成しております。 (中間損益計算書関係) 中間損益計算書は、従来、長期信用銀行法施行規則別紙様式第1号の2に準拠して作成しておりましたが、平成18年4月1日をもって普通銀行へ転換したことに伴い、当中間会計期間からは銀行法施行規則別紙様式第1号の2に準拠して作成しております。 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。 (中間貸借対照表関係) (1)「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。 (2) 純額で繰延へッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたへッジ手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延へッジ損益」として相殺表示しております。 (3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資
	(3) 動産不動産」は、 有が固定資産」 無が固定資産 または「その他資産」に区分して表示しております。 (4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

追加情報

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

当中間会計期間末 (平成18年9月30日) 前事業年度末 (平成18年3月31日)

1. 子会社の株式及び出資総額

1. 子会社の株式及び出資総額

6,750百万円

なお、本項の子会社は、長期 信用銀行法第13条の2第2項に規 定する子会社であります。

2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並に現金担保付債券貸借取引等のでいる有価証券では(再)担保という方法で自由に処分できる権利担保を有する有価証券で、(再)投び再貸付けに供している有価証券に差し入れている有価証券ではなく、当中間会計期間末に当は処分をせずに所有しているものは172,099百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は 492百万円、延滞債権額は65,768 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものととで、以利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。 1. 関係会社の株式(及び出資額) 総額

36,511百万円

2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券で、(再)投び再貸付けに供している有価証券はなく、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは453,725百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は 3,683百万円、延滞債権額は 15,094百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものととて未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

7,693百万円

なお、本項の子会社は、長期 信用銀行法第13条の2第2項に規 定する子会社であります。

2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権側によう方法で自由に処分できる権保に再り担けに供している有価証券で、(再)担保に関付けに供している有価証券ではなく、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは300,860百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は 591百万円、延滞債権額は18,268 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立てとは弁済の見込みがないものととは弁済の見込みがないものととは分別を計上しなかった貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞 債権に該当するものはありませ ん。

なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

権額は7,808百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債

- の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に該 当しないものであります。
- 6.破綻先債権額、延滞債権額及び 貸出条件緩和債権額の合計額は 74,070百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

また、平成12年6月30日、ソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)及び他の金融機関等、預金保険機構並びに到まで締結した当行株式の譲に係る株式売買契約書に足保の規定に基づき、解除権を行使し、上記3.から6.に掲げた債権額に含まれておりません。なお、当該債権額は29,269百万円であります。

7.貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation) により、会計上売却処理をした 貸出金元本の当中間会計期間末 残高は100,000百万円でありま す。なお、当行はCLOの劣後 受益権34,578百万円を継続保有 し貸出金に計上しております。

当中間会計期間末(平成18年9月30日)

4.貸出金のうち、3カ月以上延滞 債権に該当するものはありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債

- 権額は4,048百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に該
- 6.破綻先債権額、延滞債権額及び 貸出条件緩和債権額の合計額は 22.826百万円であります。

当しないものであります。

なお、上記3.から6.に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

また、平成12年6月30日、ソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)及び他の金融機関等、預金保険機構並びにの金融機である。 であります。 また、平成12年6月30日、ソフトバンク株式会社、東京海上火災保険株式会社(現立の他の金融機関等、研修構立びにの金融機関等、関係の間で統式の設定をはいる。 また、平成12年1日動火災保険株式会社の場合のは、当時では、自動をはいる。 また、中では、大きには、大きには、は、自動をは、自動をは、自動をは、は、は、のでは、カラスのは、カ

前事業年度末 (平成18年3月31日)

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞 債権に該当するものはありませ ん。

なお、3カ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

- 5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,169百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 6.破綻先債権額、延滞債権額及び 貸出条件緩和債権額の合計額は 21,029百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

また、平成12年6月30日、ソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、オリックス株式会社、東京海上日動火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)及び他の金融機関等、預金保険機構並びに当時で締結した当行株式の譲に係る株式売買契約番に定める「貸出関連資産の瑕疵担保」の規定に基づき、解除権を行使し、上記3.から6.に掲げた債権をの有効性が確定した債権は、上記3.から6.に掲げた債権額に含まれておりません。なお、当該債権額は26,631百万円であります。

7.貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation) により、会計上売却処理をした 貸出金元本の当事業年度末残高 は50,000百万円であります。な お、当行はCLOの劣後受益権 17,378百万円を継続保有し貸出 金に計上しております。

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

当中間会計期間末(平成18年9月30日)

前事業年度末 (平成18年3月31日)

- 9. 手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形は、売却又は(再)担保と いう方法で自由に処分できる権 利を有しておりますが、その額 面金額は3,530百万円でありま す。
- 10.担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

貸出金 245,291百万円 有価証券 514,996百万円

担保資産に対応する債務

譲渡性預金 20,000百万円 売渡手形 92,800百万円 コールマネー 80,000百万円 売現先勘定 62,152百万円 債券貸借取引受入担保金

163,218百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券124,733百万円を差し入れております。

11.当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約に係る助ます。これらの契約に係る融資未実行残高は、548,341百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが436,622百万円であります。

- 8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対対照表計上額は68,223百万円であります。
- 9.手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形は、売却又は(再)担保と いう方法で自由に処分できる権 利を有しておりますが、その額 面金額は4,517百万円でありま す。
- 10.担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 421,195百万円 貸出金 221,026百万円

担保資産に対応する債務

借用金

れております。

譲渡性預金 19,000百万円 コールマネー 80,000百万円 売現先勘定 42,301百万円 債券貸借取引受入担保金

> 209,244百万円 100,400百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,630百万円及び有価証券147,316百万円を差し入

11.当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、702,174百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが539,154百万円であります。

- 8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は74,799百万円であります。
- 9.手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形は、売却又は(再)担保と いう方法で自由に処分できる権 利を有しておりますが、その額 面金額は3,445百万円でありま す。
- 10.担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

貸出金 243,977百万円 有価証券 393,255百万円

担保資産に対応する債務

譲渡性預金 20,000百万円 売渡手形 91,700百万円 コールマネー 80,000百万円 売現先勘定 49,788百万円 債券貸借取引受入担保金

206,654百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券105,854百万円及び現金預け金1,630百万円を差し入れております。

11.当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、650,032百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが483,627百万円であります。

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
12.「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「9. ヘッジ会計の方法」に記載のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は19,764百万円、繰延ヘッジ利益の総額は21,995百万円でありま		12.「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「9. ヘッジ会計の方法」に記載のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として資産に計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は25,319百万円、繰延ヘッジ利益の総額は13,827百万円であります。
す。 13.動産不動産の減価償却累計額 	13.有形固定資産の減価償却累計 額	13.動産不動産の減価償却累計額
21,438百万円	22,734百万円	22,201百万円
14.動産不動産の圧縮記帳額 560百万円	14.有形固定資産の圧縮記帳額 655百万円	14.動産不動産の圧縮記帳額 693百万円
(当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)	(当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)	(当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)
	15 . 「その他資産」には、システ ム開発に係る前払金2,922百万円 が含まれております。	15 . 「その他資産」には、システ ム開発に係る前払金5,507百万円 が含まれております。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)

1.減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産382百万円その他743百万円

- 2.「その他経常費用」には、貸 出金償却3,092百万円、オフバラ ンス取引信用リスク引当金繰入 額11百万円を含んでおります。
- 3.「特別利益」には、貸倒引当 金取崩額15,565百万円を含んで おります。

当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)

1.減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産458百万円その他996百万円

- 2.「その他経常費用」には、貸 出金償却2,933百万円を含んでお ります。
- 3.「特別利益」には、貸倒引当 金取崩額17,292百万円、オフバ ランス取引信用リスク引当金取 崩額371百万円、過去に清算を行った関係会社に係る還付税額 2,366百万円を含んでおりま す。

前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)

1.減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 1,511百万円 その他 1,512百万円

- 2.「その他経常費用」には、貸 出金償却5,554百万円、オフバラ ンス取引信用リスク引当金繰入 額164百万円を含んでおります。
- 3.「特別利益」には、貸倒引当 金取崩額46,943百万円を含んで おります。
- 4. 「特別損失」には、子会社株式の売却損122百万円、及び「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4.固定資産の減価償却の方法」において追加情報として記載の臨時償却額569百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (株)	当中間連結会計期間未株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	705	-	353	352
合計	705	-	353	352

⁽注)普通株式の減少は、株式併合によるものです。

前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額

取得価額相当額

動 産4,934百万円その他- 百万円合 計4,934百万円

減価償却累計額相当額

動 産2,267百万円その他- 百万円合計2,267百万円

中間会計期間末残高相当額

動 産2,667百万円その他- 百万円合 計2.667百万円

- (注)取得価額相当額は、未経過リース 料中間会計期間末残高が有形固定資 産の中間会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法に よっております。
- ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1年内 1,098百万円 1年超 1,585百万円 合 計 2,683百万円

- (注)未経過リース料中間会計期間末残 高相当額は、未経過リース料中間会 計期間末残高が有形固定資産の中間 会計期間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によってお ります。
- ・支払リース料

618百万円

・減価償却費相当額

607百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- 2.オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内38百万円1年超9百万円合計47百万円

当中間会計期間 (自平成18年4月 1日 至平成18年9月30日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額

取得価額相当額

動 産4,298百万円その他- 百万円合 計4,298百万円

減価償却累計額相当額

動 産2,617百万円その他- 百万円合 計2,617百万円

中間会計期間末残高相当額 動 産 1,680百万円 その他 - 百万円 合 計 1.680百万円

- (注)取得価額相当額は、未経過リース 料中間会計期間末残高が有形固定資 産の中間会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法に よっております。
- ・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1年内 901百万円 1年超 779百万円 合 計 1,680百万円

- (注)未経過リース料中間会計期間末残 高相当額は、未経過リース料中間会 計期間末残高が有形固定資産の中間 会計期間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によってお ります。
- ・支払リース料

527百万円

・減価償却費相当額

527百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- 2.オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内17百万円1年超7百万円合計24百万円

前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額

取得価額相当額

動 産5,151百万円その他469百万円合 計5,621百万円

減価償却累計額相当額

動 産2,531百万円その他29百万円合 計2,560百万円

期末残高相当額

動 産2,620百万円その他440百万円合計3,060百万円

- (注)取得価額相当額は、未経過リース 料期未残高が有形固定資産の期末残 高等に占める割合が低いため、支払 利子込み法によっております。
- ・未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,260百万円 1年超 1,819百万円 合計 3,079百万円

- (注)未経過リース料期末残高相当額 は、未経過リース料期末残高が有形 固定資産の期末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法によっ ております。
- ・支払リース料

1,218百万円

・減価償却費相当額

1,196百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- 2.オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内34百万円1年超10百万円合計45百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末(平成18年3月31日現在)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自平成17年4月 1日 至平成17年9月30日)	(自平原	P間会計期間 対18年4月 1日 対18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月 1日 至平成18年3月31日)
	おいて、ゼネラ 融子会社である Motors Acceptan 投資案件に関し、 を決議し、同年 本金等払込を行 た。 なお、GMA 際し、会社形態 で、会社名を Ge	13日開催の取締役会に ル・モーターズ社の金 GMAC(General nce Corporation)への 、投資子会社3社の設立 11月29日に各社への資 い設立を完了致しまし Cは本投資案件開始に をLLCに変更した上 eneral Motors pany LLC(GMAC,	
	(1)Aozora GM/ の概要	AC Investment Limited	
	事業内容 章	502,000,000米ドル 当行から出資を受けて、 复数の中間持株会社を経 由してGMAC,LLC へ投資を行う	
	所有割合 stた当社を経	502,000,000米ドル 当行直接 100% 由して以下の2社に対し 行われております。	
	(2)Aozora GM/ 概要	AC Investment, Inc.の	
	事業内容 (45,180,000米ドル GMAC,LLCへの 投資を行うために設立さ れた中間持株会社	
	所有割合	当行間接 100%	
	(3) Aozora GM/ 概要	AC Investments LLCの	
	事業内容 (技	500,000,000米ドル GMAC,LLCへの 投資を行うために設立さ れた中間持株会社	
	所有割合	当行間接 100%	

(2)【その他】

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券届出書及びその添付書類

第1回無担保社債の募集を対象とする有価証券届出書であります。 平成18年4月3日 関東財務局長に提出。

(2)有価証券届出書の訂正届出書

平成18年4月3日付有価証券届出書の訂正届出書であります。 平成18年4月10日 関東財務局長に提出。

(3)有価証券届出書の訂正届出書

平成18年4月3日付有価証券届出書の訂正届出書であります。 平成18年4月12日 関東財務局長に提出。

(4)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第73期)(自平成17年4月1日至平成18年3月31日) 平成18年6月26日 関東財務局長に提出。

(5)有価証券報告書の訂正報告書

平成15年6月27日付第70期(自平成14年4月1日至平成15年3月31日)有価証券報告書の訂正報告書であります。 平成18年9月12日 関東財務局長に提出。

(6)有価証券報告書の訂正報告書

平成16年6月30日付第71期(自平成15年4月1日至平成16年3月31日)有価証券報告書の訂正報告書であります。 平成18年9月12日 関東財務局長に提出。

(7)有価証券報告書の訂正報告書

平成17年6月24日付第72期(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)有価証券報告書の訂正報告書であります。 平成18年9月12日 関東財務局長に提出。

(8)有価証券報告書の訂正報告書

平成18年6月26日付第73期(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)有価証券報告書の訂正報告書であります。 平成18年9月12日 関東財務局長に提出。

(9)半期報告書の訂正報告書

平成15年12月24日付第71期中(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)半期報告書の訂正報告書であります。 平成18年9月12日 関東財務局長に提出。

(10)半期報告書の訂正報告書

平成16年12月14日付第72期中(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)半期報告書の訂正報告書であります。 平成18年9月12日 関東財務局長に提出。

(11)半期報告書の訂正報告書

平成17年12月20日付第73期中(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)半期報告書の訂正報告書であります。 平成18年9月12日 関東財務局長に提出。

(12)臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成18年9月21日 関東財務局長に提出。

(13)臨時報告書

企業内容等の開示に関するに関する内閣府令第19条第2項第1号(本邦以外の地域における有価証券の売出し) の規定に基づく臨時報告書であります。

平成18年10月13日 関東財務局長に提出。

(14)臨時報告書の訂正報告書

平成18年10月13日付臨時報告書の訂正報告書であります。

平成18年11月6日 関東財務局長に提出。

(15)臨時報告書の訂正報告書

平成18年10月13日付臨時報告書の訂正報告書であります。

平成18年11月7日 関東財務局長に提出。

(16)臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成18年11月10日 関東財務局長に提出。

(17)臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成18年11月14日 関東財務局長に提出。

(18)臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成18年11月30日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

平成17年12月15日

株式会社 あおぞら銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	行	雄	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏	ED
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	建太	郎	Ер

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あおぞら銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あおぞら銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社 が別途保管しております。

平成18年12月15日

株式会社 あおぞら銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	樋	П	誠 之	ЕП
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和敏	Ер
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	建太郎	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あおぞら銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あおぞら銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社 が別途保管しております。

平成17年12月15日

雄

ΕIJ

株式会社 あおぞら銀行

取締役会 御中

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	行	

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 小 暮 和 敏 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 深田 建太郎 印業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あおぞら銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第73期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あおぞら銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社 が別途保管しております。

平成18年12月15日

株式会社 あおぞら銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	樋	П	誠之	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和敏	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深	田	建太郎	ED

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あおぞら銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第74期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あおぞら銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社 が別途保管しております。